

## 令和3年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年3月2日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 23番 金子哲也議員
1. 電磁波の公害問題について
  2. 5G携帯電話中継基地局の設置について
  3. 子供のスマホ依存について
- 10番 佐藤一則議員
1. 市民協働による地域づくりについて
- 25番 山本はるひ議員
1. 市民との協働のまちづくりについて
  2. 投票所の環境整備と選挙の周知について
- 13番 大野恭男議員
1. 高齢者福祉事業について
  2. 保育事業について

出席議員（26名）

1番	益 子 丈 弘	議員	2番	山 形 紀 弘	議員
3番	中 里 康 寛	議員	4番	田 村 正 宏	議員
5番	星 野 健 二	議員	6番	小 島 耕 一	議員
7番	森 本 彰 伸	議員	8番	齊 藤 誠 之	議員
9番	星 宏 子	議員	10番	佐 藤 一 則	議員
11番	相 馬 剛	議員	12番	平 山 武	議員
13番	大 野 恭 男	議員	14番	鈴 木 伸 彦	議員
15番	松 田 寛 人	議員	16番	櫻 田 貴 久	議員
17番	伊 藤 豊 美	議員	18番	眞 壁 俊 郎	議員
19番	高 久 好 一	議員	20番	相 馬 義 一	議員
21番	齋 藤 寿 一	議員	22番	玉 野 宏	議員
23番	金 子 哲 也	議員	24番	吉 成 伸 一	議員
25番	山 本 はるひ	議員	26番	中 村 芳 隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市 長	渡 辺 美知太郎	副 市 長	渡 邊 和 明
副 市 長	亀 井 雄	教 育 長	月 井 祐 二
企 画 部 長	小 出 浩 美	総 務 部 長	石 塚 昌 章
総 務 課 長	五 十 嵐 岳 夫	財 政 課 長	村 松 一 紀
市民生活部長	鹿 野 伸 二	気 候 変 動 対 策 局 長	黄 木 伸 一
保健福祉部長	田 代 正 行	子 ども 未 来 部 長	後 藤 修
産業観光部長	富 山 芳 男	建 設 部 長	大 木 基
上下水道部長	磯 真	教 育 部 長	小 泉 聖 一
会 計 管 理 者	高 久 幸 代	選 管 ・ 監 査 ・ 固 定 資 産 評 価 委 員 会 事 務 局 長	板 橋 信 行
農 業 委 員 会 会 長	田 代 宰 士	西 那 須 野 支 所 長	久 留 生 利 美
塩 原 支 所 長	八 木 沢 信 憲		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 増 田 健 造

議事調査係長 佐々木 玲男奈

議事調査係 飯 泉 祐 司

議事課長 小 平 裕 二

議事調査係 鎌 田 栄 治

議事調査係 伊 藤 奨 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉成伸一議員） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25名であります。

16番、櫻田貴久議員から遅刻する旨の届出があります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（吉成伸一議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（吉成伸一議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

ここで申し上げます。

23番、金子哲也議員から市政一般質問の際に、質問に関する資料を掲示したい旨の申出がありましたので、これを許可いたしました。

—————◇—————

◇ 金子哲也 議員

○議長（吉成伸一議員） それでは、初めに23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 質問する前に議長にちょっとお願いしたいんですが、今日の質問は、皆さんにできるだけ電磁波問題を認識していただきたい。そのためにたくさんの説明があります。

1時間内に最後まで質問が行き着くように、答弁のほうはできるだけ簡潔にお願いしたいということとで始めたいと思います。

23番、金子哲也です。

質問第1、電磁波の公害問題について。

電磁波の問題は、昨今大きくクローズアップされています。電波塔、携帯電話、タブレット、電子黒板、無線LAN等、種々の電子機器によって発生する電磁波による生物への影響と人への影響が世界中で問題視されるようになりました。これは我々の身近なところで現在起きている大きな問題なのですが、ほとんど見過ごされています。今、当市はこの問題をどう考えていくのかお伺いいたします。

(1)教育の立場から。

学校において、教育のデジタル化（タブレット、電子黒板、無線LANなど）を進める上で科学的な研究の結果を重視する必要があると思われませんが、子供に重大な影響があると言われている電磁波被害に対してどのように最小限に抑えていくか、考えをお伺いします。

(2)子供未来の立場から。

幼児に電磁波が悪影響を及ぼす可能性があると言われていますが、どのような対応と指導をしていますか、お伺いします。

(3)社会福祉の立場から。

①特に胎児にとっては電磁波が危険であると言われていますが、それに対する対応策は、また指導はなされていますか、お伺いします。

②最近、電磁波過敏症の人々の叫びや訴えが多く見られるようになりましたが、その状況と対策をお聞かせください。

(4)環境の立場から。

電磁波による被害や影響問題を公害問題として、市民を守るために調査や対策を検討することがで

きないか、お伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） 電磁波の問題として、教育、子育て、社会福祉、環境、多岐にわたって電磁波の御質問をいただきました。

昨今、デジタル化が物すごい急激に進歩を遂げております。ただ、その一方で電磁波過敏症、EHSなどをはじめ様々な問題点なんかも言われ始めてきております。そういった御意見であったりとか、そういった今問題があるということは、我々も重々承知をしてはおります。

市民の皆様のお声を聴きながら、今後も進めていきたいなと思っております。

詳細につきましては、各部長のほうで答弁をさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 教育部長。

○教育部長（小泉聖一） それでは、初めに(1)の教育の立場からについてお答えいたします。

学校におけるICT機器につきましては、人体に対する電磁波の安全性の基準であります電波防護指針の値を下回る環境で使用しておりますので、電磁波による人体への影響に対する配慮はなされているものと認識しているところでございます。

現在、GIGAスクール構想の実現を目指しまして、一人1台の端末をこれを初めとしましたICT教育の環境整備を進めておりますけれども、ICT機器の使用に当たりましては、電磁波に限らず適切な活用に努めてまいりたいと思っております。

○議長（吉成伸一議員） 子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） (2)の御質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

市内の保育施設などにおきましては、現時点において、電磁波の悪影響が懸念される電子機器等を使用する環境にはございませんので、幼児への影響はないと考えており、特別な指導は行っておりません。

○議長（吉成伸一議員） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 次に、(3)の①胎児に対する対策と指導と②電磁波過敏症の方に対する状況と対策については、関連がありますので一括してお答えいたします。

電磁波については、非常に強いものに人体が暴露した場合、健康に影響があると言われております。

しかし、環境省によると、日本においては、生活環境中における電磁界のレベルは、人体への影響が生じるとされるレベルの数千分の1から数十分の1以下とされています。また、WHO（世界保健機関）は、電磁過敏症の症状を電磁界暴露と結びつける科学的根拠はないとの見解を示しております。

このことから、妊婦の方や電磁過敏症の方に対して特に対応策や指導は行っておりません。

○議長（吉成伸一議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（鹿野伸二） 最後に、環境の立場からにつきましては、市民生活部からお答えをさせていただきます。

電磁波の健康影響につきましては、WHOを中心に研究が行われておりまして、本市で調査や対策を実施することは考えてございません。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 答弁がありました。

電磁波問題を追究している古庄弘枝さんという人の本、ここにありますが、この中にあるんですが、この古庄さんの本の冒頭にこういうことが書いてありました。

「日本でほとんど報道がありませんでしたが、2015年6月に、英国で15歳の少女、ジェニー・フライさんが校内に設置された無線LANから放射される電磁放射線に苦しみ、木に首をつって自殺をするという痛ましい事件がありました。彼女は電磁放射線に対して感受性が高かったため、自宅の無線LANは取り外し、自宅では元気でいられました。しかし、学校に行くと体調を崩し、電磁放射線被曝によるひどい頭痛、疲労、動悸の問題などに苦しんでいました。両親は、学校側に無線LANの撤廃を申し入れましたが、電磁放射線に対する無理解からそれが撤去されることはありませんでした。ジェニーさんは、世界で初めて報道された学校の無線LANによる犠牲者だと思います。日本でも2020年をめどに全ての公立学校に無線LANが導入されようとしています。私たち大人が電磁放射線の有害性に無知であっては、子供を守ることができず、第2、第3のジェニーさんを出してしまう可能性があるのです」。

電磁放射線の影響は、幼ければ幼いほど受けま  
す。胎児や赤ちゃんへの影響は計り知れません。  
そのため、欧米では、医師や科学者が2010年6月  
からベビーセーフプロジェクトという公共キャン  
ペーンを始めています。医師たちは胎児がおなか  
の中にいる女性たちに向かって、自分自身とおな  
かの子供を守るために携帯電話やワイヤレス機器  
からの電磁放射線被曝を避けること、制限するこ  
とと警告しています。

この2月18日の下野新聞に、GIGAスクール  
構想本格始動と報告されました。これもう2面に  
わたって報告がありました。どんどんこのGIGA  
スクールが学校で進んでいるようです。

さて、平均で1日4時間、若者の2割は7時間  
も使うスマホ。だがね、IT業界のトップである  
スティーブ・ジョブズ、これ有名な人ですね、を

筆頭にビル・ゲイツなどそうそうたる人たちが、  
我が子にはデジタルデバイスを与えないと言っ  
ているんですね。なぜか。

睡眠障害、鬱、記憶力や集中力・学力の低下、  
依存症などのためなのです。スマホの便利さに溺  
れているうちに脳が確実にむしばまれていくのが  
現実だと言っております。

2018年、世界最高レベルの脳科学者たちが最新  
の研究成果を発表するアメリカ精神医学会で、世  
界中から1万人もの脳科学の同業者が一堂に会し  
て双極性障害という単語が盛んに飛び交ったそう  
です。そこでは、デジタル化が進む今、人間は自  
らをどんな危険にさらしているのだろうか。大人  
だけでなく子供まで巻き込んで、まるで壮大な実  
験をしているようだと述べています。

この10年の人類の行動変容、あまりにも大きな  
変化が想像以上に深刻な影響をもたらすかもしれ  
ない。心の不調で受診する人がここ10年、特に若  
い人の間で著しく増加しています。これまで人類  
が体験したことのないストレスが存在するようにな  
った。それは、全部脳にしてみれば、未知の世界  
なのだと述べています。

昨年から5Gが本格的に始動しました。5Gに  
対して全世界で市民や科学者が反対の声を上げ始  
めています。マイクロソフトのカナダ支社元支社  
長、グレッグ氏が、命がけの内部告発をしました。  
業界は性能ばかり強調するが、安全テストは一切  
行っていないと。5Gが実施されると人々は365  
日電磁波にさらされ、次の被害が続出するんだと。  
不眠症、頭痛、疲労、動悸、不整脈、不妊症、耳  
鳴り、四肢のしびれ、麻痺、がん、糖尿病、永久  
的なDNAの損傷不安、鬱、注意欠陥障害（AD  
D）、注意欠陥多動障害（ADHD）、自閉症、  
躁鬱、情緒不安定、こういうものが出ると。これ  
らの脅威を最も受けるのは、胎児であり、子供で

あり、弱者だと、マイクロソフトの元支社長が言っているんですね。自分の会社や企業でありながら、命がけの内部告発をしたんですね。大変な勇気のある行動だったんですね。

この5Gの問題は、今から50年ほど前に有名なレイチェル・カーソンが「沈黙の春」を発表して、世界中を環境問題で震撼とさせた、センセーションを起こした以来の大問題になるのは目に見えています。今いち早く対策を練らなくてはどうするんですか。3年、5年先では遅過ぎるんですよ。子供たちは後遺症を背負ってしまう可能性が、危険性があるんです。

アメリカのフィリップ医師の証言では、実験室でがん細胞に低周波の電磁波を24時間照射してみたと。すると、がん細胞の増殖スピードが加速された。増殖速度は最高24倍にもなったと。その後遺症は数か月続いた。短期間の電子被曝ですら人体を悪性がん体質に変えてしまうほどだと。

アメリカのウインター博士、人間のがん細胞に60ヘルツの低周波を当てると、がん細胞の増殖率を16倍もスピードアップさせ、がんを悪化させることが確認された。世界ではがん死亡率が、本当減少しているんですね、世界で。日本では、がんの死亡率がどんどん増えているんですね。これはすごい現象ですね。

アメリカのスピッツ博士、電気技師の父親を持つ子供の神経細胞の発現率は、通常の11.75倍だったと。それからスウェーデン、ノーデストロング博士が、高圧線の変電所で働く父親の子供に先天異常児が多いと、親も脳腫瘍が13倍もあったと。

日本でもテレビの電磁波で睾丸が縮んで、精子は激減するというんですね。若い人の間で未婚、不妊、セックスレスが日本で急増していると。

帝京大学の医学部の研究では、携帯をポケットに入れると精子は30%激減する。健康な体育系学

生の34人を検査して、34人中33人の精子が不妊レベル以下だったと。これも帝京大学の医学部で言っていますね。また、別の報告でも、日本の20代男性50人中、測定したら正常精子を持つのはわずか2人だったと。さらに、現在は精子激減が進行していると思われます。

先日も国際医療福祉大学、そこのね、大学で男性の精子減退の講義があったんですね。私もそれに参加させていただきましたが、もう世界的に精子が減退しているということですね。そのほか、奇形、白血病、自殺等が挙げられています。

子供は、頭蓋骨が本当に薄くて、免疫性も未発達のために電磁波の影響を特に受けやすいと考えられて、また大人より細胞分裂が活発で、電磁波はDNAを切断して、遺伝子の異常を引き起こします。携帯電話を使い始めた年齢が早いほど脳腫瘍のリスクも高いと報告されています。

デンマークで行われた調査では、妊娠中や出産前後に長時間携帯を使用した母親から生まれた子供を7歳まで追跡したところ、行動障害のある子供が1.5倍も多かったと報告しています。ドイツのブッフナ博士は、基地局が建った村で住民の60人の尿を採取し続けたんですね。そうするとホルモンの異常が見つかった。

ちょっとこれは省略します。いや、カナダの例とかアメリカの例とかたくさん報告されています。

○議長（吉成伸一議員） 金子議員に申し上げます。

○23番（金子哲也議員） はい。

○議長（吉成伸一議員） ちょっとよろしいですか。

○23番（金子哲也議員） はい、どうぞ。

○議長（吉成伸一議員） 質問事項をほかにも当然通告されていますので、そちらについても当然答弁は用意されておりますので、時間の関係がありますからそこを考慮した質問としてください。

○23番（金子哲也議員） 分かりました。今、ここをカットします。

○議長（吉成伸一議員） また、行政側も再質問が来れば、それに対しても答える準備はされていると思いますので、極力質問をしてください。

○23番（金子哲也議員） できるだけカットしながらやります。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 5Gの恐ろしさは、本当にすごいものがありますよ。先ほどの答弁では、全く電磁波の子供に対する被害の恐ろしさについては無防備のように感じられました。

今も述べましたように、世界中の学者や医者がこの脅威を叫んでいる中で、なぜ日本だけ何もしないのか。総務省が、また文科省が何もしないと言っているから、何でもないんだと解釈して、平然としていられるんでしょうか。もし、子供に悪影響があったら、総務省や文科省の責任にするのでしょうか、学校の先生や教育長や市長には責任がないのでしょうか、議員には責任がないのだろうか、私は考えます。

また、総務省や文科省は、教育のICTに基づいて、学びのイノベーション事業を進めてきましたが、一方で、我が市とリンツ市と姉妹都市提携をしているオーストリアのザルツブルク州では、州内全ての学校、幼稚園、保育園で無線LANとコードレス電話の使用を禁止しました。フランスでは、法律で3歳以下の子供が過ごす室内でのWi-Fiは禁止、小学生ではWi-Fi授業の使用を限定して、それ以外のときは電源を切るんだということを決めています。

知らないうちに、目に見えない凶器を子供に向けていたとしたら、これは大変なことになりますね。

当市の小中学校では、電磁波に関して何らかの

注意、関心があるのだろうか、これをお伺いしたい。そして、できれば電磁放射線被曝に苦しむ子供を出さないために有線LANにすることが必要と思われませんが、もう既にこれらの調査を行っているのかどうか、それともこれから検討する予定があるのかどうか、それとも電磁波被害についてはほとんど関心がないというのであるか、お伺いいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。  
教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 本市の小中学校なんですけれども、今のところ先ほどの答弁でも申し上げましたように、電波防護指針に基づいた基準値に満たしていないというんですか、満たしていないということで安全だということで認識ではおります。

また、先ほど質問等でもありました無線LANなんですけれども、本市の小中学校におきましては、電子黒板、こういうものを普通教室、特別教室等で全部の学校30校合わせて544台入れております。無線LANにつきましても、このアクセスポイントというものを、544か所を併せて設置しております。

この無線LANからの電磁波ということで危なくないのかということなんですけれども、無線LANの状況の中で、電波を捉えにくいというような状況があると、そのタブレット端末等から電磁波は強い電磁波が出るということを伺っております。こういうような強い電磁波が出ないような形にするためにアクセスポイントというんですか、無線LANのアクセスポイントをできるだけ増やすということで整備のほうを行っておりますので、現時点ではその基準まで行っていないというようなこともありますので、安全だという認識でおります。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。



○23番（金子哲也議員） これは本当もつとつと深く、これ本もたくさんここに積んであるんですけれども、ここに15冊ぐらいありますけれども、そのほかにも20冊ぐらいいろいろのその電磁波に関する本があちこち出ているんですね。やっぱりそれをもう少しそういうものを研究してもらいたいというか調査してもらいたい。

それで、果たしてそれでいいのか。文科省はそれと言っているからそれでいいのかということをごひ検討して、なるほど私責任持つよということであれば、それで結構だと思いますけれども。

環境省の見解としては、生活環境中における電磁波のレベルは人体に影響がないよう規制されているということですが、カナダでは電磁波による被害が100万人が本当に深刻な影響を受けているというんですね。そして、中程度の影響を受けている人は1,200万人いるという報告をしています。

携帯電話電磁波で脳細胞に影響があるというのは、アテネ大学のフラボロー博士らは言っていますね。アルツハイマー病の危険性を指摘しているんです。また、アメリカでは、ブラジャーに携帯電話を入れる女性が非常に多いらしいんですね。それによる乳がんの発症例を発表して大反響を呼んだと。それをメディアが取り上げているそうです。また、高知大学の研究チームによると、夜間携帯電話使用で中学生や高校生に自殺願望が増えるという発表をしています。三重県津市でも同じような調査をしております。

また、環境省の電磁波規制値は、日本の規制値は既に、環境省の規制値というのは、もう日本の規制値なんですけれども、世界で一番緩い電磁波放射線の規制値なんですね。

2013年にバイオイニシアティブ報告書2012というのが公表されたんです。これは10か国29人の科

学者が、国際基準としてまとめたものなんですね。そこで、当面高周波の基準値を $0.003 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ から $0.006 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ にすべきだと。将来はさらに低くする必要があると報告したんですね。これがそうなんです。基準値として $0.003$ から $0.006 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ という基準をつくったわけですね。

ところが、オーストリアは $0.001$ という基準をつくったんです、国で。ところが、それでは足りないというので、オーストリアの国内のザルツブルク市が $0.0001$ にしたんですね。

そして、日本の環境省のその規制値というのは幾つかというと $0.0$ じゃないんですよ、 $1,000 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ なんですよ。これはどういうことですか。これはぜひ環境省に昔いらしたという副市長にも、これ私が間違っていればもう最高にいいんですけども、ぜひこれ環境省で調べてもらえればありがたいですね。

そして、この基準値に対してドイツの医師グループがザルツブルクの $0.0001 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ でさえも30%の人は病気になっていると。もし、これを $0.01 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ にしたら95%の人が悪影響があるという報告を出しています。これは日本の10万分の1ですよ。日本の人だったら100%これ確実に悪影響を受ける高い基準値になると思います。本当に信じられないような値なんですね。

ということで、先ほどの答弁でもWHOの見解が科学的根拠がないとのことなんですけれども、私は全く違うと思います。2011年5月に携帯電話から出る高周波の電磁波について発がん性の可能性ありという評価がされています。これはWHOに属するがん研究の専門機関である国際がん研究機関（IARC）の評価ですね。世界中で電磁波が危険だという証拠はないと言い続けてきた国や産業界の主張は、これで崩れたんですよ。本当にWHOは、その危険性を指摘しているんですよ。

科学では100%の証明はなかなかできないんです。これを電話局とか、それから企業が逆手に取っているんですね。市民を考える自治体であれば、市民の安全を考えて、その危険な可能性を市民のために守らなければならないはずなんです。総務省を守るのか、経済を守るのか、もしくは国や市が市民を守らないで企業を守る、これが私には理解できないんです。環境省の考えやWHOの考えについてこの違いをどう判断するかお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（亀井 雄） 御指摘の関係につきまして、環境省では専門家の監修の下、生活環境中の電磁波の健康影響などについて国際的な見解、それから我が国の取組などを取りまとめた冊子を作成しております。この中においては、電磁波からの防護に関する国際的な委員会であるICNIRPという組織がございますが、こちらのガイドラインにおいてそこで示す指針値というのは、人体に健康影響があるとされる水準に対して安全上の余裕を盛り込んで設定をされております。

我が国においても、このガイドラインの指針値と同等の水準で規制が行われておりまして、例えば携帯電話基地局などの無線設備においては、総務省が電波防護指針を定めて、電波関係法令の中で規制が行われております。

ですので、このため我が国での生活環境中における電磁波のレベルは、先ほど部長が答弁いたしましたとおり、人体への影響が生じるとされるとレベル数千分の1から数十分の1ということになっております。

ですので、現在、特段の対策を市が講じていない背景としては、こうした状況にあるということ行政としても必要に応じて情報発信していけれ

ばというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 確かに、机上においてはそういうことが言えるんだと思いますね。

しかし、現実には、例えば鶏のふ卵器に携帯電話を置いて、そしてそれを当てて卵をはやすと死亡率が6倍になるそうです。おなかにいる胎児にスマホの電磁放射線を浴びせ続けると妊娠初期に胎児が死ぬ可能性までであると発表されていますよね。

この間びっくりしたのは、ユーチューブを見て、トウモロコシの種の脇にスマホを置いて、そしてスイッチオンするとポップコーンが爆発するんですね。えー、こんなことまであるのか。何も火のないところで携帯電話でポップコーンが爆発するんですよ。

ですから、スマホをポケットに入れたり、おなかに近い位置に置いたら、胎児の命を傷つけて、死に迫りやる危険性があるのは理解できます。

電磁波の振動数が、1秒間に24億5,000万回という驚異的な数字なんです。1秒間に1,000回、1万回だって驚くのに24億5,000万回ですよ。そういう何だ、それで揺れるらしいんですね。

カリフォルニア大学のリバン氏の調査は、出産前にもスマホを使っていた母親から生まれた子供は、使わなかった母親から生まれた子供より集中ができなかったり、多動性だったり衝動性だったり、なお行動障害が1.8倍も引き起こすと、これが発達障害ですよ。電磁放射線が胎児の脳の発達に悪影響を及ぼすことは世界中で証明されているんです。これをほったらかしにしたら誰が責任を取るんですかね。

さらに、5Gについての世界の状況を見ますと、オランダ保健審議会は、2020年9月、これは今か

ら5か月前ですよ。健康リスクが分かるまで5Gミリ波を使用しないこと。これは国で決めるんですよ、国中使用しないと。5G電磁波への被曝とがんの発生や男性不妊、先天異常についてさらに調査すること。被曝をできるだけ抑えることを勧告していますね。イタリアでは、50以上の自治体が5G導入停止、これを決めて、スロベニアでは安全性が確立していないという理由で、導入停止を決定しました。

アメリカのハワイ州では、人間の健康と環境にとって安全な通信技術が提供されるまで、5Gインフラ整備の停止決定。アメリカの44の自治体、州が、住宅や学校から基地局を約500m離す条例を制定しています。

ベルギーの首都ブリュッセルでは、セリーヌ・フレモー環境大臣が、環境影響のおそれがあると、ブリュッセルの人々は私が利益と引換えに彼らの健康を売り渡してしまえるようなモルモットではないということを宣言しています。そして、5Gをストップしています。

スイス政府は、5Gストップを州政府に通知しています。2019年から本格的に5Gの適用サービスが始まるということで、ジュネーブほか各州が一時停止を検討。全国に反対運動が広がって、住民投票の声が上がったんですね。スイス政府は、2020年1月に5Gの停止、使用停止を国内の州政府に命じました。理由は、5Gが健康に与える悪影響の懸念が拭えないと。また、5Gの電波の影響を評価しなければ、安全基準を提示できないと説明していますね。

そのほか、ロシア、インド、アイルランドでは、16歳以下の子供が携帯電話を使うことを禁じています。子供への販売を禁じています。

フランスでは、6歳以下の子供、子供用携帯は、政府によって販売禁止、ベルギーも政府によって

7歳以下の子供への販売禁止、その他、オーストラリア、イギリス、カナダ、フィンランド、ギリシャ、ナイジェリア、制限・制約をしています。

日本では、全く報道されていませんが、今やどんどん世界中で規制が広がっているんですね。日本では、何らかの規制がありますか。小中学校では、携帯電話はどのような扱いになっていますかお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 金子哲也議員に申し上げます。

今、1番の質問をされているんですか。

○23番（金子哲也議員） そうですよ。

○議長（吉成伸一議員） 今の質問の中で、5Gの話があって、今の質問に関しましては3番目の子供のスマホ依存にも関わってくるわけですよ。

○23番（金子哲也議員） はい、はい。

○議長（吉成伸一議員） でも、間違いなく1番の再質問ということなんですね。

○23番（金子哲也議員） 3番は、また別な意味の質問をします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（月井祐二） お答えいたします。簡潔にお答えいたします。

今30校ございますけれども、30校中24校では学校内への携帯電話の持込みは行っておりません。持ち込ませている学校も、登校と同時に全部教員のほうで回収をして、また帰りに戻すということで、それは帰りに親御さんと連絡を取って、送り迎えのツールとして使っているということでございますので、日中は携帯電話の使用はしておりません。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 今、電磁波については

日本ではあまり何ですか、いろいろ分かっていないところがたくさんありますので、これからぜひそれを検討して、今後どういうふうにしていくかということをご調査研究して、どういうふうにするかは、もちろん教育部のほうで決めるわけだけれども、ぜひ研究した上で決定していただいたいということ。

2010年に、I S O 26000で、電磁波を環境汚染因子と明記されたんですね。電磁波による世界規模の環境汚染が進む現在、企業などの組織の社会責任が国際規格として明記されたことはすごく大きな意味があったんですね。I S Oで明記されたこと。

また、予防原則と汚染者負担原則にも言及して、環境や人々の健康に取り返しのつかない被害が出る可能性がある場合は、十分な科学的根拠がないことを理由に対策を先送りすることを禁じた予防原則、これを採用して、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量削減など、また様々な問題で予防原則を採用したと、これは大きなことですね。

日本では、過去に水俣病とか四日市ぜんそくなどの公害問題で、今でも予防原則や予防アプローチが軽視されているんですね。危険性が完全に証明されるまでは、安全という間違っただけの考え方が支配的なんです。

電磁波による健康影響の研究は、既にたくさんあって、住民の人権と健康は守られるべきなんです。今の被曝基準では、子供の健康は守れません。誰が責任を取るんですか。目に見える被害をこのまま放っておいていいのでしょうか。市長も保健福祉部も、それから教育部も市民生活部も、それから我々議員もこれはもう本当に責任があるのではないかと私は訴えたいんですね。

それで、ということで、これをぜひいろいろ検討していただいたいということで、2番に移ります。

2番の5G携帯電話中継基地局の設置について。

近年、科学技術、特に通信システムが急速に進展して、10年単位ぐらいで変動しています。2020年に入り5Gが登場し、第4世代、すなわち4Gよりも周波数の帯域幅が広く、通信速度が速くなるという便利さの進展が加速しています。それに伴って、あちこちに携帯電話の中継局の設置が目立っています。数十mの高さのものから数mの低い電波塔、マンホールを利用した地中の電波基地局まで5Gに向けて多種の中継基地局が造られ、また計画されています。

しかし、これらの中継基地局の設置に関して設置場所の近隣住民や保育所、幼稚園、学校等との間にトラブルが多発しています。このことをこれからどう対処し、考えていくか、難問が立ちまわっています。市の考えをお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 2番の5G携帯電話中継基地局の設置についてお答えいたします。

携帯電話中継基地局については、民間通信事業者が国の示す電波防護指針等の基準に従い、安全を確保し設置しているものでありますが、電磁波を不安視する方々とトラブルになっている事例があることは承知しております。

次世代通信技術5Gなどの通信技術は、今後のSociety5.0の社会を実現するためには必要不可欠であり、世界的にはWHO（世界保健機関）などで基準を満たした使用は安全性に問題ないとして、各国で普及が進んでおります。

市としましては、市内の状況を見ながら、民間事業者や許認可権者の国の責任において市民の安心を確保するよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） この1月に、携帯電話の電波基地局のアンテナ等が幼稚園のすぐ脇に建つということになって、近隣の人とか、幼稚園から私のところに相談がありました。

そこで、まず市役所で状況や担当する部署に相談しようと思い、あちこちの部署を回りましたが、どこも担当ではなくて、電波基地局、アンテナ等については無関係、無関心に見えました。

それから、国の総務省に問い合わせたところ、「電波と安心な暮らし」という十数ページの説明書が送られてきました。時間がないので、この総務省の見解は省略しますが、この電波基地局の被害としては、宮崎県小林市です。電波基地局の近くの保育園で突然鼻血を出す子供が増えたんです。6月は13人、7月は18人、8月は24人、9月は35人の子が鼻血を出すようになった。被曝時間の長い子供に鼻血が多いということだったんです。

沖縄県的那覇市では、電波基地局のそばの保育園で鼻血や頭痛の症状が増えた。専門家の被曝量測定では、最大値17.6  $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ だった、2割は8.52  $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ だった。オーストリアの限度値0.001と比較すると、なんとその  $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ 数は17万倍に当たることになります。本当にすごい規制値になっています。

それで、福岡県太宰府市では、2014年に携帯電話基地局の設置に関する指導要綱が採択されました。これによると電波基地局を設置する際に、住民に説明を行うと。要請があれば、住民説明会を開催し、紛争防止に努めると。また、予定地に看板を設置したり、工事概要を知らせることになるということで設置したそうです。

それから、宮崎県小林市では、電波基地局の条例をつくりました。また、鎌倉市でも条例を制定

しました。鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例では、設置等に伴う住環境をめぐる紛争が生じていることに鑑み、事業者が近接住民等に対し、事前に基地局設置等について説明する責任を明確にして、もって市民の事業者との紛争を未然に防止することを目的とするとあります。

条例も何もないといつの間にか建っちゃっているんですよ。私のところに相談に来たのも、もうあつという間に建ちそうになったんですね。そして、私は業者と、それから建てるほうの携帯の本元とやり合って、そしてそれを別な場所にしてもらうことになったんで、ほっとしているんですけども、そういう争いが本当に多いので、何とか条例をつくってもらいということを要望したいと思います。

電磁波とか5Gについては、マスコミが日本では全くというほど動いていないですね。朝日新聞のある記者は、うちは電磁波問題は書けないんだと言っている人がいます。また、日経新聞のある記者は、うちはスポンサーに関わることを一行一字書けません、唇をかんでいるそうです。マスコミは、完全にスポンサー圧力で口封じされているらしいんですね。例えば、KDDIの年間広告料は430億円、ドコモは441億、ソフトバンクもそれに続いています。日本のマスコミは、報道の自由など存在しないという話もあります。電磁波を取材していた記者が左遷させられたり、退職に追い込まれたりという話は、幾つか聞いているそうです。

那須塩原市は、鎌倉市や小林市に次いで率先して市民の安全のために条例をつくることを検討してもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 条例の制定をということ

でございます。

そういった例についても基地局を設置する際に届出をいただいて、設置の近隣住民にですね、その要綱なり条例の中で、その対象範囲を定めて、そこについての説明をなささいというふうな条例というふうになっているということでございます。

市内の事例として1件議員から報告があった事例も承知をしておりますが、今後も先ほども申し上げましたように、動向を見ながらトラブル等が多い場合には、そういった条例も検討してまいりたいと思っております。

基本的に市としては、安全基準というのは国の責任において定めるものですから、市としてできるのは、市民がそういった不安を抱えている場合には、事業者との間に入って不安を解消するようなことを要綱なり条例なりでお願いしてまいりたいというスタンスで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） ぜひぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。いい答弁をいただいて、ちょっとうれしくなっています。

3番に移ります。子供のスマホ依存についてですね。

電磁波による身体的被害もさることながら、現在スマホによる精神的また社会的な被害が社会問題化してきています。特に、これからの子供の生育環境を考えたときに、このままスマホ社会を見過ごしていいのだろうか。数年のうちには大変な社会問題になると予想されます。今すぐ何らかの手を打つ必要に迫られていると思われることから伺います。

(1)小学生、中学生のスマホの使用状況はどのようになっていますか。

①スマホの所有状況は把握していますか。

②学校における使用時間と制限はありますか。

③家庭における使用時間と制限はありますか。

(2)スマホによる精神的なストレスやスマホ依存症やスマホ障害などは見られませんか。

(3)学校の授業や成績等において、スマホによる何らかの変化や影響はありませんか。

(4)教育の立場から、これからのスマホのある子供の生活をどのように考え、どのように指導していきますか、お伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） それでは、3の子供のスマホ依存について順次お答えをしたいと思います。

初めに、(1)の小学生、中学生のスマホの使用状況についてお答えをいたします。

①のスマホの所有状況の把握につきましては、昨年8月に、市内の全小中義務教育学校の児童生徒を対象に、携帯電話、スマートフォンに関する調査を行っておりまして、携帯電話またはスマートフォンを所有する割合は、小学生において22.8%、中学生において61.7%となっております。

②の学校における使用時間と制限につきましては、先ほども御答弁いたしましたけれども、スマートフォンなどの持込みを認めている小中学校24校では、下校時の迎いの連絡手段として短時間の使用を許可しておりまして、登校後は携帯電話を預かり、下校前に返却をするというシステムになっております。

③の家庭における使用時間と制限につきましても、①でお答えいたしましたとおり、昨年8月に調査を行っておりまして、スマートフォンなどの利用に関してルールを決めている御家庭の割合は、小学生において86.2%、中学生においては78.8%となっております。

また、閲覧できるサイトを制限するなどのフィ

ルタリングをかけている割合は、小学生において56.9%、中学生において57.9%となっております。

また、使用時間についてでございますけれども、主に平日にどのくらい使用しているのかという質問をいたしましたところ、おおむね小学生は30分以内、中学生は1時間から2時間以内が最も多い分布となっております。

次に、(2)のスマホによる精神的なストレス、スマホ依存症やスマホ障害などについて及び(3)の学校の授業や成績等におけるスマホによる何らかの変化や影響については、関連がございますので、一括してお答えをいたします。

スマートフォンの使用に費やす時間が増えて、スマートフォンへの依存度が高くなりますと、学習時間や睡眠時間が減少し、また生活リズムが昼夜逆転するなど、健全な学校生活や社会生活が送れなくなってしまうことが懸念をされております。

最後に、(4)のこれからのスマホのある子供の生活をどのように考え、どのように指導していくのかについてお答えをいたします。

スマートフォンは、電話としての機能以外にも辞書やコミュニケーションツール、映像や音楽を楽しむなど多くの利便性があり、児童生徒にとっても身近なものになっております。

しかし一方で、スマートフォンへの依存、個人情報に関するセキュリティー面、SNSやネットに由来するトラブルや被害など、課題も山積しているのが実情であります。

本市におきましては、国や県からの情報モラル教育に関する通知やリーフレットを活用するほか、本市独自の「那須塩原っ子の安心ネットルール」を学校や家庭に周知し、児童生徒及び家庭への啓発を行っております。

また、学校におきましても、引き続き情報社会に対する正しい知識を身につけ、適切な行動が取

れる児童生徒の育成に努めるとともに、地域や家庭と連携しながら、情報モラル教育の充実を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） ぜひ今後努力してもらいたいと思います。

朝起きて、まずやるのはスマホに手を伸ばすこと、1日の最後にやるのは、スマホをベッドの脇に置くこと。我々は1日に何十回か、何百回かスマホを触り、10分に一度スマホを手を取っている人が多いと言われております。バスの中、レストラン、夕食のテーブル、いつもスマホと一緒にいて、じっと見詰めている。もうほとんど依存していると。

ある家族がバカンスに行った。天気もよくて、ホテルもすてきだったと。しかし、旅行中は子供ともめてばかりだったと。子供たちはスマホばかり使うせいだと。食事中くらいスマホをしまいなさいと口論になったと。レストランでも、バスの中でもソファでも、親にスマホを取り上げられて泣き叫ぶ子供、これからは議論と争いが永遠に続くのだろうかと言っていますね。子供たちには、幼い頃からスマホ漬けにするのは何としても避けて通らせない、スマホに支配されない、自然な人間の営みの中で成長させたいという思いは、誰しも持つことだと思います。

学校によっては、休み時間に外で遊ぶ子供がなくて、スマホを手で座っているだけだということもあるそうです。スマホを持っていない子供のほうが、よくノートを取っていると。授業の内容を質問すると、スマホのある子よりスマホのない子のほうが明らかに覚えていたと。また、紙の本を読ませた子とタブレットで読ませた子は内容の覚えが違っていたと。スマホの使用を禁止した

学校では、禁止しない学校と比較して1年で1週間相当の学習の効果があつたと。一部の成績上位の生徒は、スマホが益になることももちろんあるんだけど、それ以外の大半の生徒にとってはスマホは害にしかならないと。

ある研究者は、スマホの使用限度は最長2時間までだと。ただし、どのくらいの子供が達成できるか、これを疑問視していますね。また、動画を見たりすることよりSNSを使用するほうが精神的に影響を及ぼして、ストレスになり、心に不調を来すと述べています。

時々、人間の基本的な生活、自然な生活を忘れてしまっているのではないかと。朝、目を覚まし、食事をし、会話をし、物を考え、夜になり、眠るという生活の基本を忘れて、テレビ、スマホ、外部からの情報によって生活が左右されてしまっているのではないかとということで、非常に学校では難しい判断と指導が課せられていると思います。

先ほども教育長の答弁で見ると、本当に小学校は使用が30分以内だと、中学校は1ないし2時間以内だと。これちょっと信じられないんですけども、それを一生懸命信じるようにしたいと思いますけれども。

本当に、これ本気になって考えないと大変なことになると思うんですね。ですから、本当に目の前のことだけでなく、大所高所からの観点から、本当に子供の教育、こういうGIGA教育とか、そういうのを考えていってほしい。学校としては、GIGA教育をどういうふうに教えて、どう指導していくか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） お答えいたします。

先ほどちょっと答弁の中でも添えた言葉に、情

報モラル教育というのがございます。この情報モラル教育というのは、基本的にはスマホなども含めたそういう機器を取り扱うときにSNSも含めて、こういうことをしてはいけません、こういうことはしないようにしましょうと、どちらかというと抑制をかけるような教育をずっと続けてきていたわけですが、これからは議員がおっしゃるように、いわゆる情報機器の持っているベネフィットとリスクの部分をきちんと自分で判断して、これをしっかりと自分の主体的な形で使っていける、今、デジタルシチズンシップという言葉がございすけれども、いわゆるシチズンシップ、市民権というような意味でありますのでウィズ・デジタルといいますか、デジタルをどう上手に使っていくかと、そういうことをこれから子供たちと一緒に考えながら身につけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） ぜひ、そういうふうをお願いしたいと思います。

最後に、まずは電磁波の何が問題なのか、どのような健康被害が発生しているか、今すぐ調べるということですね。より安全でリスクの少ない学校生活に向けて何をすべきなのか、何を考える必要があるかということをもう一度ぜひ検討してもらいたい。

子供の安全については、市長にも我々議員にも大きな責任があります。こんなに世界中で問題になっていることを、このまま放っておいていいのでしょうか。日本の総務省や文科省が何もしなくても、目の前の我が那須塩原市の子供たちが危険にさらされているのを見ながら、我々は何も対策をせずに見過ごしていいのだろうかと思えます。5Gをやめろとは言いませんけれども、危険



性に対しての対策は立てなくてはならないと思う  
んですね。ぜひそのようにしてもらいたいと思  
います。

もし市長に何か御意見があればお聞きしたい  
んですけれども。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） やり取り聞いていて、私  
は国会議員時代を思い出しました。

私は、低線量被曝の質疑を幾つかしたことがご  
ざいまして、当時、福島避難指示区域20mSvと  
いう数値はどうかといった議論がございました。  
様々な議論をさせていただいたんですけれど  
も、重要なことはゼロリスクをどこまで考えてい  
くかと。コロナ禍なんてまさにそうですね。格  
安PCRなんかもやっていますけれども、医学的  
に言えば東京みたいにそんなに感染者が多いわけ  
じゃないわけじゃないですか。だけれども、一方  
で不安に思う人に寄り添う。

だから、科学的な根拠と寄り添う、これをどこ  
まで考慮していくか、このバランスが非常に重要  
だなと思っております。放射線についてもそう  
ですし、今日は電磁波ということでした。  
コロナ禍もそうですけれども、やはり科学的な部  
分と、それから人に寄り添う、市民に寄り添うと、  
不安に思う市民にどのようにアプローチしてい  
くか、このバランスをよく考えていきたいと思っ  
ております。

○23番（金子哲也議員） ありがとうございます  
た。

これで終わります。

○議長（吉成伸一議員） 以上で23番、金子哲也議  
員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

会議の再開は11時15分です。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を  
開きます。

◇ 佐藤一則議員

○議長（吉成伸一議員） 次に、10番、佐藤一則議  
員。

○10番（佐藤一則議員） 皆さん、こんにちは。  
議席番号10番、佐藤一則です。若干目まいを覚え  
ていますが、これは電磁波の影響か定かではあり  
ませんが、精神を平常に戻して一般質問を行いま  
す。途中でしくじった場合は、これも何らかの影  
響ということでお許しください。

1、市民協働による地域づくりについて。

太古の昔から、人は集団生活を営んできました。  
それは、孤立して生活するよりも、集団でお互  
いに協力して生活するほうが食料の生産や外敵の防  
衛にもよかったからで、自然に会得した知恵でし  
た。

至るところに集落ができ、それらが集まって村  
落となり、一つの町や国が出来上がってきました  
が、その形成過程の中において、人々は国の形成  
基盤をなしている住民自治組織を形成し、相互扶  
助の利点を生かして生活自衛の努力を払ってきま  
した。戦後の厳しい時代を乗り越え、高度成長期  
からバブル期を経て、現在に至るまで社会情勢は  
大きく変化しました。そして、その変化は人々の  
価値観を多様化させ、「家」を単位とした地域的  
つながりから「個人」を単位としたつながりへと

市民意識を大きく変化させました。また、人口の急増と生活圏の拡大、物質的な豊かさによって、地域の連帯感や人間関係が希薄になり、自治会の活動に無関心な世帯が増えてきたことも否定できません。

しかしながら、今日、阪神・淡路大震災等での自治会の果たした役割などから、自治会が見直されてきており、また近年の少子高齢化社会に伴う地域福祉の向上や行政との協働のまちづくりの推進のために、その必要性は確実に増大しています。まちづくりを考える上で、自治会と行政との協力関係は必要不可欠なものであると考えることから、以下についてお伺いいたします。

(1)市民提案型協働のまちづくり支援事業について。

(2)市民活動センター設置運営について。

(3)協働のまちづくり推進協議会の運営支援について。

(4)コミュニティーの設立支援について。

(5)自治会が行う地域事業に対する補助金の交付について。

(6)自治会加入率の直近の推移について。

(7)行政と自治会長連絡協議会との連携強化について。

(8)市民への啓発活動について。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員の質問に対し答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 1の市民協働による地域づくりについて、順次お答えいたします。

私からは(1)から(6)までお答えさせていただきます。

初めに、(1)の市民提案型協働のまちづくり支援事業についてお答えいたします。

市民提案型協働のまちづくり支援事業は、自治

会やコミュニティー、NPO法人、ボランティアなどの市民活動団体が企画・提案し実践する公益性の高いまちづくり活動に対し、活動費の一部を補助する制度で、平成24年度から実施しております。

次に、(2)の市民活動センターの設置運営についてお答えいたします。

市民活動センターは、市民活動を支援し、市民との協働によるまちづくりの推進を図ることを目的に、平成30年4月に開設いたしました。市民活動に関する相談・支援、情報の収集・発信をはじめ、活動スペースや事務用機材の提供により、市民活動団体等の相互交流や連携の促進に努めております。

次に、(3)の協働のまちづくり推進協議会の運営支援についてお答えいたします。

協働のまちづくり推進協議会は、市民自らによる協働のまちづくりを推進するために活動してきましたが、市民活動センターの開設により、推進協議会が行ってきた各種事業をセンターが担うことになったことから、平成31年3月をもって解散いたしました。

次に、(4)のコミュニティーの設立支援についてお答えいたします。

現在、市内においてコミュニティーが設立されていない地区は、黒磯地区の一部、高林地区の一部、箒根地区の一部となっております。コミュニティー設立の準備会を組織した場合、市の補助制度がありますが、これらの地区については、まだ具体的な動きになっておりません。今後、それぞれの実情に合わせた働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、(5)の自治会が行う地域事業に対する補助金の交付についてお答えいたします。

自治会への補助金の主なものといたしましては、

自治会活動費の一部を助成する自治振興費補助金のほか、自主防災組織運営事業補助金、道路愛護会補助金、防犯灯設置費等補助金などがあります。

次に、(6)の自治会加入率の直近の推移についてお答えいたします。

過去3年間の自治会加入率は、平成30年度が63.5%、令和元年度が62.8%、令和2年度が61.5%で減少傾向にあります。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 市長。

○市長（渡辺美知太郎） (7)と(8)を私が答えます。

自治会について御質問をいただいておりますが、自治会は地域の非常に重要な支援団体であります。特にこのコロナ禍は、非常にこの自治会の在り方、私たちも苦慮いたしましたというか、本当によく考えさせられまして、コロナ禍においていかに持続的な自治会を継続させるかというところで、自治会活動ガイドラインというのをつくりました。

昨年、LINEで市民の方にアンケートを取ったら、評価をする市の施策のうち、たしかトップスリーの中に入っていましたね。そのぐらいやはり市民の方にとって影響というかウエートを占めるのがやっぱり自治会かなと改めて思った次第でございますけれども。

自治会長連絡協議会との連携強化ということで御質問をいただいております。

平成27年9月に、連携に関する協定書を連絡協議会と締結しました。防災、防犯、青少年の健全育成、福祉、様々な事項について協働で取り組んでおります。

また、連絡協議会の、自治会長連絡協議会の方々との意見交換なども行っております。メンバーははっきり言って、皆さん、よく御存じの方々ばかりで、あのメンバーですので真剣勝負といたしますか、いつも白熱した議論を行わせていただい

ているところでございます。

啓発活動は、確かに加入率の低下、我々もできる限りしっかりと加入率を上げていかなければならないなということで、市民課の窓口で転入者、転入される方、転入された方にチラシを配布する、当然ですけれども、市の広報紙やホームページにも掲載しております。また、自治会長連絡協議会や栃木県宅地建物取引業協会県北支部など、関係機関との連携も行っているところでございます。しっかり行っていきたいと思っております。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） それでは、順次再質問をいたします。

まず、(1)について、支援事業の周知方法についてお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 支援事業の周知方法ということでございますけれども、市からの周知方法としましては、やはり広報なすしおばら、あるいは市のホームページ、あるいは募集ポスターといったものを本庁、それから支所、出張所、各公民館などに貼らせていただきまして、周知を図っているというような現状でございます。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） それにつきましては、漏れのないような形で今後どうぞよろしく願いいたします。

その支援事業であります、どのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 支援事業、どのようなものがあるのかということでございますけれども、令和元年度につきましては11事業ございまして、

主立ったものを申し上げますと、ファミリーブラスバンドマムソウルという団体がございまして、そちらは幼児から大人まで楽しめる吹奏楽コンサートなどを行っております。また、フィーリングという団体につきましては、フィーリング夏祭りフェスということで、公民館の敷地をお借りして、そういった祭りを行っているというところがございます。それから、特定非営利活動法人ゆめがくどうというところでは、地域による子育て交流事業というのをしております。また、塩原のかたりべという団体では、民話語りでふるさとおこしといったような事業に取り組んでおります。

それから、令和2年度につきましては、7つの事業採択をしましたが、塩原温泉郷土史研究会では、塩原の文化財及び史跡の案内事業、それから、そすい通り商店会では、地域活性化、地域コミュニケーションづくりを目的としたチャレンジ大学、それからユアドリームという団体ですね。これ高校生の団体ですが、高校生によるローカルメディア事業といったものに取り組んでいるというような状況でございます。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） 事業内容につきましては、承知したところでございますが、その事業数の直近の推移について伺います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 事業数の推移ということでございますけれども、直近5か年ということで平成28年度につきましては8件、それから平成29年度が11件、平成30年度が10件、令和元年度が11件ということで、令和2年度につきましてはコロナの影響で全て中止といった状況でございました。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） その事業によってどの

ような効果もたらされたかお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 事業による効果ということでございますけれども、こちらの事業の補助の目的ですね、公共性の高いまちづくりの活動に要する経費の一部を補助するということで、市民との協働のまちづくり推進、あるいは市民団体等の育成に寄与できているというふうを考えております。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） 効果はかなり上がっているということで、それを踏まえまして今後の取組についてお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 今後の取組ということでございますけれども、令和3年度につきましては、令和2年度に中止になった事業を実施させていただきたいというところがございます。また新たな取組としまして、令和2年度からSDGsを取り込んだ事業というものも募集しておりまして、そういった新たな業務も進めてまいりたいということでございます。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） 続きまして、(2)の再質に移ります。

活動センターの利用の周知の方法について伺います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 活動センターの周知の方法ということでございますけれども、こちらにつきましてはやはり市のホームページ、あるいは広報といったところ。それから、登録団体につま

しては、直接メールなんかでの周知を行っている  
というような状況でございます。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） そうしますと、相談件  
数と主なその内容についてお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。  
企画部長。

○企画部長（小出浩美） 相談件数と主な内容とい  
うことでございますけれども、相談件数につつま  
しては、平成30年度が74件、それから令和元年度  
が256件、それから令和2年度が1月末現在で  
ございますけれども、119件ということございま  
す。

内容としましては、団体の運営上の問題につ  
いての相談、それから団体の立ち上げについての相  
談、それから市民活動への参加を考えている方か  
らの相談といったものがございます。また、令和  
2年度につきましては、コロナ禍における相談と  
いうことで、コロナに苦しむ人たちにどんな支援  
ができるのかといった相談、あるいはオンライン  
の会議やセミナーの開催方法といったような相談  
がございました。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） その機能は十分に果た  
されているということを感じております。

続きまして、相互交流があるということござ  
いますが、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。  
企画部長。

○企画部長（小出浩美） 相互交流の内容というこ  
とでございますけれども、相互交流事業、3つほ  
ど例示をさせていただきたいと思うんですけれど  
も、まず1つが、なすしおばら市民フェスタとい  
うものがございます。こちらにつきましては、昨  
年度はできませんので、一昨年11月に開催した

ものでございますけれども、目的としましては市  
民活動団体間の交流を促進しまして、市民との協  
働のまちづくりの推進を図ることを目的に実施し  
たといったところでございます。

内容としましては、市民活動センター利用者協  
議会の活動報告、あるいは市民提案型協働のまち  
づくり支援事業の報告会といったものです。

参加人数につきましては62名ということで、会  
場につきましては市民活動センターで行ったとい  
うことでございます。

それから、2つ目がなすしおばら協働サミット  
ということで、こちらは昨年の2月15日に開催し  
ておりまして、目的は世代や立場の違う人が対話  
を通じて様々な協働の形を考えることを目的に実  
施したということで、内容としましては、市長の  
講話、あるいはグループワークといったものに取り  
組んでおりまして、参加人数は49人、会場につ  
きましては東那須野公民館ということございま  
した。

それから、3つ目が、若者の社会参加促進事業  
ということで、こちらはやはり一昨年の4月21日  
に開催しておりまして、目的としましては、若者  
の社会活動への関心や意欲の喚起と活動への参加  
促進を図ることを目的に実施したということござ  
いまして、内容としましては、数年後の未来の  
自分に出会うということをテーマに掲げまして、  
高校生と大学生による発表と交流などを行いま  
して、参加人数は26名、場所につきましては市民活  
動センターといった事業がございました。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） (2)については、理解し  
たところであります。

続きまして、(3)につきましては、平成31年3月  
に解散したということから、再質問はありません。

続きまして、(4)についてですが、未設立の地区に具体的にどのように働きかけるのかお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） コミュニティー未設立の地区にどのように働きかけるのかということでございますけれども、そういった地区につきましては、自治会長が何か集まる会議などで、コミュニティー設立ガイドなんかを配布して、設立の呼びかけを行ったりとか、あるいはコミュニティー設立の準備会が具体的に立ち上がったときには、そういったところに補助金を支出するといった対応をしているということでございます。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） それらの働きかけによりまして効果があったかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 設立支援の効果ということでございますけれども、過去5年間の設立件数ということで見てみますと、平成28年度が1件ということで、こちらは厚崎コミュニティーが立ち上がったということ。それから、平成29年度はやはり1件、埼玉コミュニティーで1件立ち上がったということ、それから、平成30年、やはりこちらも1件ですけれども、共英コミュニティーが立ち上がったということで、こうした支援によりまして3件ほど過去5年間の中では立ち上がっているといた状況でございます。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） それについては、大変効果が出たということは、本当にうれしく思っております。

続きまして、(5)についてなんですけれども、補助金交付の周知の方法についてお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 補助金交付の主な周知の方法ということでございますけれども、行政文書配布時に、自治会長に直接通知をしたりとか、あるいは全自治会長へ配布する自治会の活動手引などでそういった補助金の申請方法とか、そういったものを記載して、周知しているということでございます。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） その補助金交付自治会の割合の推移について分かれればお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 補助金交付自治会の割合ということでございます。過去5か年で見ますと、平成28年度が198件で、交付割合が92.1%、それから平成29年度が199件で、交付割合は92.6%、平成30年度が202件で、交付率は93.1%、令和元年度が200件で、交付割合は92.6%、令和2年度が179件で、82.9%ということでございまして、令和2年度はちょっとコロナの影響で極端に交付申請の件数が落ち込んだというような状況でございます。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） 九十数%で横ばいということでございますが、これらにつきましては100%になっていませんので、この交付申請をしない理由等については、把握しているのかお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 交付申請をしない理由ということでございますけれども、直接交付していない団体に聞き取り調査といったものは行っておりませんけれども、状況を見ますと活動が停滞している自治会、あるいは30世帯未満の小規模の自治会が申請していないというような傾向が見られるというふうに感じております。

また、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で活動を自粛していたということがありまして、そういった観点で補助金の交付もしなかったというような自治会があったというようなことでございます。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） それにつきましては、分かりました。

続きまして、(6)に移ります。

加入率の数値目標は掲げているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 加入率の数値目標ということでございますけれども、こちらにつきましては、第2次総合計画の中で70%目標というように設定しております。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） 達成年度がまだ先ということがございますが、加入率が横ばいということで、増加がしていない原因を把握しているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 加入率が増加しない理由ということでございますけれども、こちらにつきましてはやはり自治会の役員の担い手になってく

ださる方が減少しているというところ。それから、少子高齢化や核家族化といったところ、それから、単身世帯の増加による人間関係の希薄化といったことが自治会活動への参加率の低下につながっているのではないかとこのように考えております。

○議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。

○10番（佐藤一則議員） やはり社会形態の変更等によって本当になかなか難しい問題かと思えますけれども、今後もその数値目標に達せるような形で市のほうからも働きかけもよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、(7)に移ります。

懇談会についてなんですけれども、この開催方法についてお伺いをいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 懇談会の開催方法はどういうことでございますけれども、こちらについては年に一度、1回ですね、開催しておりまして、令和2年度では、昨年12月21日に開催しているということです。

出席メンバーとしては、自治会長連絡協議会の役員の方、それから市長、副市長、それから教育長、それから各部局長といったメンバーでございます。

議題といたしましては、今年度につきましては、市内70歳以上の無料入浴の実施について、あるいは全市民情報取得格差の解消について、あるいは不在地主、相続放棄地に関する問題について、あるいはウィズコロナ、アフターコロナにおける自治会活動等への支援について、あるいは自治会活性化に向けた条例の制定及び具体的な取組について、それから社会に開かれた教育課程の実現に向けた地域と学校の連携、協働についてといった議題を協議いたしました。

- 議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。
- 10番（佐藤一則議員） それらの懇談会がありまして、それらは承知したところなんですけれども、地域課題について主なものについてどのようなものがあるかお伺いをいたします。
- 議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。  
企画部長。
- 企画部長（小出浩美） 地域課題の主なものということでございますけれども、市民の家庭ごみの減量化運動、それから市民の情報取得の格差、それから不在地主、相続放棄地といったところが主なものというふうに考えております。
- 議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。
- 10番（佐藤一則議員） それらの課題について、解決に至った事例等があればお伺いをいたします。
- 議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。  
企画部長。
- 企画部長（小出浩美） 課題の解決に至った事例ということでございまして、先ほど申し上げた課題は引き続き検討しているということがございまして、以前に課題として協議させていただいたものの中で、解決させていただいたものとしては、投票立会人の方をシルバー人材センターから派遣したといったことで、自治会の負担軽減を行ったといったものが協議の結果、解決したものというふうに考えております。
- 議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。
- 10番（佐藤一則議員） 続きまして、最後の(8)に移ります。  
啓発活動の今後の取組といたしまして、加入率増加の対策はあるのかどうか、お伺いをいたします。
- 議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。  
企画部長。
- 企画部長（小出浩美） 加入率の増加、あるいは

啓発活動の今後の取組ということでございますけれども、市としましては、来年度、加入促進とか自治会活動活性化というのを目指して、条例を制定したいというふうに考えてございます。また、条例制定と併せまして、市や自治会、あるいは関係団体などとの連携により、具体的な取組ですね、条例に合わせて行う具体的な取組、そんなものを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 議長（吉成伸一議員） 10番、佐藤一則議員。
- 10番（佐藤一則議員） ぜひ、加入促進、条例の制定等によりまして、市民協働のまちづくりの充実を願いまして、以上で質問を終了いたします。
- 議長（吉成伸一議員） 以上で10番、佐藤一則議員の市政一般質問は終了いたしました。  
ここで昼食のため休憩いたします。  
会議の再開は13時15分となります。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時15分

- 議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 山本はるひ 議員

- 議長（吉成伸一議員） 次に、25番、山本はるひ議員。
- 25番（山本はるひ議員） 山本はるひです。通告に従いまして、市政一般質問を行います。  
1、市民との協働のまちづくりについて。  
市民が主役のまちづくり、市民目線のまちづくりを目指し、本市では「市民との協働によるまち



づくり」を進めていくためのルールとして、那須塩原市協働のまちづくり指針を策定しています。

今後も市民と行政が、協働のまちづくりの考え方を理解して、共有して、事業を進めることが重要だと考えることから伺うものです。

(1)協働のまちづくりという考え方は定着しているか伺います。

(2)協働のまちづくり事業を進めるときに、行政が市民に期待することは何か伺います。

(3)市民と協働で行ってきた事業、今後予定している事業にはどのようなものがあるか伺います。

(4)協働のまちづくり事業の検証と評価はどのように行っているか伺います。

(5)協働のまちづくりを進めていくためには、情報の共有化が必要です。行政からの情報発信や収集、市民との情報交換の場やネットワークはどのようになっているか伺います。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） (1)と(2)についてお答えします。

那須塩原市協働のまちづくり指針、これは議員のほうがよく御存じでしょうけれども、平成23年度に指針をつくりました。協働のルールについての共通認識と協働のまちづくりということで様々なことを行ってきたわけでございます。

定着しているかどうかという、正直まだいろいろな課題はあると思っています。特に上っ面にならないようにしなきゃいけないなというふうに思っています。肩書のある人を入れて、要はアライブづくりみたいになっちゃうとよくないと思っていますから、いろんな人を巻き込んでいく必要があるなというふうに思っています。

特にこれから、まちづくりビジョン、那須塩原

駅周辺まちづくりビジョン、これ昨日の質疑でも、例えばワールドカフェ方式だとかいろいろ言われていますけれども、やっぱりいろいろな方に入っていただきたいなど。駅周辺というと、やっぱり那須塩原、広いですから、いや、あれは東那須野の話だろみたいなふうになっちゃうと、せっかく那須塩原駅というすばらしい資源、これ那須塩原だけじゃないと思っていますから、栃木県の玄関口ですから、やっぱり地域とか、あるいは年代にとられないように幅広くやっていく必要があるなと思っていますので、このまちづくりビジョンもできるだけ市民の皆さんと議論を広めて、協働のまちづくり、これをやっぱりしっかり実現していく必要があるというふうに思っています。

行政が市民に期待することですけれども、多くの方に手を挙げてほしいなど、それから我々は手を挙げられるような環境をつくる必要があるなというふうに思っているんですね。もちろん市民の皆様、いろんな方がいらっしゃいます。特に肩書は、行政との、さっきも自治会長とかもありましたけれども、もちろんオフィシャルな会議、市政懇談会とか、あとは観光などの会議とかいろいろありますけれども、そういうオフィシャルな会議はもちろんそういった役職についておられる方にやってもらって、しっかり公的にオフィシャルな意味でやる必要があると思っています。

ただ一方で、いろんな会議をやっているのに、メンバーが同じとか、肩書が違うだけで同一人物がずっとしゃべっているとか、それじゃやっぱり意味ないので、やっぱり手を挙げてもらえるような感覚、老若男女広く吸い取れるような環境をつくっていきたいし、手を挙げてほしいなというふうに思うんですね。

どうしても、地域だと先輩、後輩とかあったりとか、最近ちょっとあれですけども、わかま

る女じゃないですけども、やっぱり引いちゃったり、そういったしがらみもありますから、そういうしがらみを極力我々もなくしていくようにしていきたいなというふうに思っております。

一応、答弁書もあるんで、答弁書も読みますと、指針では、市民の担う役割として、個人としてはもちろんのこと、自治会やコミュニティー、企業やNPOといった団体としても、それぞれの立場や持ち味を生かした役割を示しており、お互い協力の下に、地域課題の解決等に取り組んでいただくことを期待しておりますというところでございます。

○議長（吉成伸一議員） 企画部長。

○企画部長（小出浩美） 次に、(3)の市民と協働で行ってきた事業、今後予定している事業についてお答えいたします。

これまで市民と協働で行ってきた事業は、地域住民助け合い事業や市民一斉美化運動、それから自主防災組織結成促進・支援事業など多岐にわたります。

今後につきましても、従来の事業の充実化を図るとともに、新たな事業や取組についても検討してまいりたいと考えております。

次に、(4)の協働のまちづくり事業の検証と評価はどのように行っているかについてお答えいたします。

検証と評価につきましては、協働のまちづくり行動計画に基づき実施した事業について、それぞれの担当課において目標値と実績値を比較し、5段階の評価基準によって行っております。併せて、事業の効果や今後の方向性についての検討を行っております。

最後に、(5)の協働のまちづくりを進めていくための情報の共有化についてお答えいたします。

行政からの情報は、ホームページやみるメール、

広報なすしおばら、自治会を通じた回覧板などの活用により幅広く発信しております。

また、市政懇談会や、みちたろうT Oわくわくトークなどの開催により、市民と行政との情報交換に努めているほか、市民活動の情報収集、発信、ネットワークづくりについては、市民活動センターにおいて行っております。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 協働のまちづくりというその考え方が定着しているかどうかということをお聞きしたのは、定着していないのではないかなというふうに思っているからです。

それで、指針ができてもう9年半、10年近くたつんですけども、10年たってもあまり協働というその考え方が住民だけではなくて、ちょっと言いにくいんですけども、市役所の職員の方もさほど分かっていらっしゃらない方もいるのではないかなというふうに感じますので、この質問を出しました。

それで、どうしたらいいのかということは、なかなか見えてこないもので、こういうことをお聞きしたんですけども、市長はどうしたら定着していくと思われているか、お聞きいたします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） 一つやりたいなと思っ  
ているのが、これから控えていますけれども、まちづくりビジョンもそうなんですけれども、これこそやっぱり協働で行っていく必要があるなと思っ  
ているんです。協働、力を合わせて物事を成し遂  
げるわけですけども、例えば一つは人選ですよ  
ね。もちろん肩書を持った方にも入ってもらわ  
なきゃいけないわけですけども、メンツ、そう  
いうメンバーだけでやっちゃうんじゃないかと、例え

ばワールドカフェ方式なんていう言葉が昨日出てきましたけれども、例えばこれ10人、20人ずらっと並べて、たとえランダムにいろんな人を入れたとしても、ちょっとやっぱり隣近所で先輩後輩があったりとか、女性がちょっと意見しにくいような雰囲気になっちゃうわけじゃないですか。だから、ワールドカフェ方式とかで少人数にして、いろいろと意見を出やすくする仕組みづくりとかが必要だと思うんですね。だから、一つは人選ですよ。やっぱりなるべく偏らないようにすると。

もう一つがやっぱり仕組みですよ。ずらっと並べて、さあ、どうぞとか言うと、やっぱりどうしても声の大きい人が目立っちゃいますから、そうじゃなくてなるべく細かくやっていって、なるべく接点がないメンバーに思いをしゃべってもらうとか、それは必要ですよ。

見ていて、民間でもいろいろやっていて、例えばケアネット会議とかなんて僕、よくできていると思うんですよ。やっぱり民間の方々が集まって、行政という言葉は極力使わないようにしようとか、やっぱりルール決めてやっているじゃないですか。もう3つ目はやっぱりルールづくりですね。この会議では、なるべくこういうふうに言わないようにしよう。例えば、行政を頼らないようにしよう。これは行政をお願いしますという、全部行政になっちゃいますから、そうじゃなくてこのメンバーで何をどうやるかとか、やっぱりルールですね。だから、人選、仕組み、ルールづくり、この3つでもうちょっと協働というのを感じてもらえるんじゃないかなと僕は思っています。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 先ほどの御答弁の中で、那須塩原駅前のビジョン、まちづくりビジョンのことが出ていたんですけども、そういうものはやっぱり全市的にいろいろ意見を吸い上げて

いって、つくっていくものだと思うんです。

前回の質問のときに市長は、くじ引で人を選ぶということもくはないみたいなお話をされたんですが、それがいいかどうかは分からないんですが、本当に肩書をたくさんしょってる方ばかり集めるのではなくて、お若い方もお年の方も男性も女性もいろいろな方を集めて、そのときに大切なのは、私はそのルールとか仕組みというのは、やっぱりそれこそが行政がそのところに仕組みをつくっていくということが必要で、それをやるには職員の方が協働って何なのかということを中心に分かっていただきたいなと思っています。

この駅前のビジョンについては、市役所もできることですし、黙っていてもあの周辺の人たちだけの意見ではどうしようもないので、すごくいい実践のケースだと思っていますので、期待をするところです。

市民に何を期待しているかということについては、私はまちづくりの拠点というのは基本的にはやっぱり住んでいる地域、那須塩原市も住んでいる地域なんですけれども、もう少し地域的な課題ということから言うと、15ある公民館の単位というのをもう少し評価したほうがいいのではないかなというふうに思っておりますが、それについてはどんなお考えかお聞かせください。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） 公民館は、ちょっとこの定例会でも度々出しております。市内での分散型社会の在り方として、行政機関の分散ということで、公民館、それで一つの形としてはありということ言いました。地域をいろんな単位で見えていくわけですよ。一つは自治会。自治会は最も伝統的といいますか、長年ありますから、自治会というのは一つの測り方。

だけど自治会だと、やっぱり地域によって物すごい差があるわけですよ。やっぱり大きなところから、すごいもう本当に数軒しかないようなところまでありますので、これだけではちょっとなかなか難しいと。ただ、コミュニティーという考え方もございますし、あとは、地域学校協同本部事業とかいろいろと、中学校区であるとかありますけれども、僕もやっぱり公民館という単位は、一つの単位としてありだなというふうに、ありだなというところとちょっとすごいフランクな言い方ですけども、一考の余地は大いにあるなというふうに思っています。

いずれにしても、やっぱり役所も部署によって数え方が違うわけですよ。例えば企画部とかだったら、自治会とかいってやりますけれども、自治会単位で物を見られますけれども、じゃ、教育部は自治会単位で見るといったら、中学校区だったりとか、公民館単位だったりするわけですよ。やっぱりある意味で全庁的な今後単位というのは考えていく必要があるなと。これは我々の都合ですけども。だけどそれは一つの方法だと思うんですよ。だから今後分散型社会をつくっていく上で、システムとしたら公民館、どういうふうに地区を見ていくかというのも今後ちょっと考えていく必要があるなと思っていて、僕はそういう意味じゃ、やっぱり公民館という単位は、かなり可能性があるんじゃないかと思っています。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 公民館は、那須塩原市の場合は、地域が広いので、やはりそういう考え方が必要だし、市長は連日おっしゃっているように、市役所へ行かなくても公民館で証明書が取れるとか、そういうことをしていくことも必要だというようなことをおっしゃっていますので、私はぜひ非常に公民館って古典的なものではあるん

ですけども、そこのところを有効に活用して地域課題を掘り起こして、中学校区というのも大体公民館単位なので、そんなふうにしてまちづくりを進めてほしいと思います。

それで、それはそれで一つ。もう一つは、やはりタウンミーティングというのは大変いいものだと思うんです。これ、自分に自信がないと、首長さんといえどもできないことなんだと私は思っております。渡辺市長は、積極的にやっていることは本当に評価をするんですが、ぜひどういふところでそのわくわくトークをするかということについては、それこそ選ばれた人たちだけではなくて、いろいろな団体というのでもないんですけども、ところでやっていただきたいというふうに思うんです。

ただこの現状、今のこういうコロナのことが収束しない中で、人をいっぱい集めるということは難しいことなので、これはそういうことができるようになったらということ、やっていただきたいなというふうに思っています。

住んでいる住民、市民の方たちというのは、すごく思いはあっても、なかなかそれをどこにどう言っているか分からなくて、本来、市に対して言うようなことも何か議員に対してぶつけてくることもありますし、それをもう少し上手に市のほうが受け止められるような本当に仕組みをつくっていただく。それには、じゃ、協働のまちづくりってどういうものなのかということ市役所の職員の方が関係していない方というか、みんなが少なくとも分かっているなければ、そういうものが届かないというのがありますので、ぜひそこは工夫をして進めていただきたい。そうすると那須塩原駅前もきっと市民の方が、みんながいいねというようなまちづくりができるのではないかなというふうに思います。

3番目の協働で行ってきた事業についてなんです、それは今までやってきたものなので、そこは先ほどのお答えで再質問はないんですが、今後予定している事業というものに関しては、各課がやっているものを、これは協働でやるんだというふうに位置づけるのかどうかだけお聞かせください。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 各課でやっているものをこれを協働として位置づけるかということでございますけれども、各課様々な事業がありますので、もし今後検討する中で協働でやるべきじゃないかということになれば、それは協働という形で検討させていただきたいと思います。

先ほども答弁ありましたように、今後例えば公民館単位でいろんな事業展開するという形になれば、当然それはもう住民に一番身近な行政組織というか、地区の行政機関という形になろうかと思えますので、そういうところでやはり市民との協働という事業をもっともっと取り入れていく必要があるのではないかなというふうに思えますので、そういう方向で検討したいなというふうに思います。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 協働という言葉が大変なじみのない言葉で、いろいろな協働ってあるんですが、ここで使っている協力の協に働くという協働というのは、分かりにくい言葉なんです。ですけども、個人に関係することはもう個人でやると、あと、市役所でしかできないことというものもありますよね、税金を取るとか。そういうことじゃない、真ん中の横にこうしたら真ん中の部分は、何とか一緒にやっていけるよねというような、そういうものをきちんと市民の方々に示して

いただいて、これは一緒にできるんだよと。

けども、市が決めたことをやってくればいんではなくて、初めからやっぱり目的とか、それからやり方とか、そして、情報とかをきちんと流していただいて、それでそうすれば市民の人たちも安心するというか、じゃ、一緒にそれは市だけではできないよねと、住民だけでもできないと、じゃ、一緒にやって高齢者のことについても子どもの安全のことに関しても、先ほど美化とおっしゃいましたけれども、まちをきれいにすることも何かすーっと入っていけるのではないかと。

そういうところへの努力が、職員には足りないのではないかなというふうに思うところがありますので、これから何かやっていくときには、最初の入り口のところにきちんと住民を取り込んで、一緒にやっていくような形を取っていただきたいと思うんです。ですから事業をこの後検証と評価のことをお聞きするんですが、あそこにずらっと並んでいる各課の各部というんですか、各課の事業がこれが協働のまちづくりの事業なのかなと思うようなものも感じる場所があります。でも、数が多けりゃいいってものではなくて、きちんとこの部分だけは住んでいる人も一緒にやってよねというぐらいの、そのくらいに絞った形にして、事業を行っていくほうが成果が出るのではないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 協働の事業、数ではないでしょうかということかと思えますけれども、まず、協働というところに関しましては、先ほど来、御質問いただいています那須塩原市協働のまちづくり指針の中で、協働のイメージというか、協働とはこういうものに、意義については整理できます

という形で整理させていただいているところをごさいます、まず第1の意義としては、地域の新たな絆をつくる。それから、第2の意義としては、市民が主役のまちづくりを進める。それから、第3の意義としては、みんなの力で課題を解決する仕組みをつくるというものが協働の意義というふうに指針の中では定義しているところをごさいます。

そういう観点に照らしてどういう事業がふさわしいかというところは、この観点に照らして事業が沿っているかということが重要かと思えますので、今後いろんな事業を取りあえず行動計画の中では上げさせていただいておりますけれども、改めてこういう視点に立って、その事業がふさわしいかどうかというところについては、数ではないという視点に立って、改めて検証、見直しはさせていただきたいと思えます。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 確かにこの協働の意義というところには、絆をつくる、それから、市民が主役のまちづくりを進める、課題解決する仕組みをつくると書いてあるんですが、これどんなに頭の中にたたき込んでも協働のまちづくりにはなりません。やっぱり実際にやっていることを経験しながら、これって一緒に手を携えて市民と行政がやったことなんだなといったときに、初めてすっと落ちてくる。それが一度やっければ、本当に何か災害が起きたときとか、困った人がいたときにやり方が経験値としてやっぱり積み重なっていくことだと思うんです。

その辺のところを何か啓発として研修会をやったり、講演会をやったって、それはここから聞いてここからあっちへ行ってしまっただけなので、ぜひ何かこれは行政だけではできないということに対して、もう少し強い形で一緒にやっていくんだ

というようなものをぜひ進めていただきたいと。本当に今の御時世やりにくいんですけども、これはいつかはよくなっていくので、そのときのために知恵を積み上げていただきたいというふうに思います。

事業の検証と評価についてなんですが、結果が出ていますよね、ここにいろいろ。それ見たんですけども、これ3年間出ているんですかね。3年ぐらいが出ていたんですけども、だんだんと評価としてはよくなっているんですか。私にはよく分からなかったんですけども。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 行動計画の評価です。だんだんよくなっているかということでございましてけれども、全部詳細に見て検証したということではありませんので何とも言えませんけれども、やはり事業によってはよくなっているものもありますし、停滞しているものもあるということで、それは様々かというふうに思います。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） これは行った課の内部評価ということになっているんですけども、ガイドラインというのはあるのですか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 評価のガイドラインということでございましてけれども、A、B、C、Dという形で評価して、これあくまで自己評価という形になりますので、かなり主観的な評価にはなるかと思えます。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 先ほど来申し上げているように、職員の方が協働というその意識をきちんと理解をしなければ、この評価というのはや

りにくいというか、ならないと思うんです。

私は、外部の人にやらせるとかなんか第三者評価にしるかとかということを求めるわけではないんですけども、こうやって多分職員の方が仕事をしながら評価をしていくって時間が要るわけですよ。3分や5分でできることではないので、そのために忙しくなるみたいなこともあるんだと思うんですが、評価の基準みたいなものがきちんできていれば、こういうものもやりやすいのではないかと思いますし、見ていると協働でやったことによって効果が見られたとか見られないとかということもよく分からないんです、見ていると私は。

この辺のせっかく自己評価ということでやっているものについて、やったことが意味があって、次の事業につながってというような評価の仕方を少し考えてみてはいかがかなと思いつつ見たいんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小出浩美） 評価を見直してはどうかということでございますけれども、こちら取りあえず3か年評価を行ったということで、3か年やってきたその成果というか、実績というか、それについて本当にこれでいいのかという検証は必要かと思えます。今いただいたような御意見を含めて、その評価の仕方というのを改めて検討させていただきたいと思えます。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 市役所でやっている仕事というのは、割と何でもやった後に評価をして、検証して次へつなげるというようなものが多いんですけども、これだけじゃなくてほかにもやっていますよね、いろいろな年度の事業でも。それを各課でやっているとは先ほども申したように、

評価をすることだけで終わってしまうとは言わないんですが、それで満足してしまうと。評価したんだと。そういうふうにならないように、ぜひ何かガイドラインをつくっていただいて、きちんとした形で次につながる形にしていいただければいいなというふうに思います。

まちづくりってやっぱり主体は、そこに住んでいる住民、つまり那須塩原市は、市民だと思うんです。住みやすいまちをつくっていくためにということで、協働のまちづくりということになっているんだと思うんですけども、何が大切かというのと、やっぱり目的と、それから、情報を共有することと、それと同じところに立ってという上下関係ではない、何か頼まれてやるとか、言われてやるとかではなくて、とても難しいことではあるんですが、そういう立ち位置を同じにしてやらないと、なかなか市民の人たちは動かないものだと思うんです。

そういう意味で、情報の共有化が必要だと書いたのは、知らないことにはやっぱり恐れもあるし、何で向こうだけ知っていて、こっちは知らないのというふうにもなるので、細かな個人情報などを除いては、しっかりとこういうふうになっているんだよ、だから、みんな一緒にやってねみたいなのが、上からこう押しつけるのではなくて、それが上手に分かっていくような形で、この協働のまちづくりの事業というのは進めていくものなんだというふうに思っています。

平成23年に指針ができて10年たっているのに、何か指針を見ると、今つくったものと思ってもおかしくないくらいのものだと思うんです。ということは、その10年間にあまりいろんなものが進まなかったともいえるし、考え方が難しいというふうにも言えるんだと思うんです。そのところをやっぱり仕組みとか主導は、やっぱり行政のほう

でやっていただいて、市民を動かすというんですか、一緒にやりたいねと、やろうよというような、そういう機運をつくっていただきたいというふうに思います。

わくわくトークとか、それから、市政懇談会もそうですし、いろいろな形で市長自らが外に出ていくってすごく大切なことだとは思っています。でも、行政は、市長1人でやっているわけではないですし、800人なり1,000人なりの職員がやっぱり一緒に動いてくれないと駄目じゃないですか。そういうものが機運として盛り上がったところで、市民もよしという気持ちになる、ちょうどすごくいい今チャンスだとは思っています。

それを何とか進めて、私は那須塩原駅前のまちづくりを一つの起爆剤みたいな形にして、西那須野の方も、それから、あの近くじゃない市民の方も巻き込みながら、いいまちづくりをしていただきたいというふうな思いで、この質問をしました。

なかなかコロナの関係で、人が集まるとか、話を密にすることができないんですけども、それでもそういうものをどこかでつくって行って、つないでいってくださったら、本当に市役所ができて、いいまちができていくのではないかなというふうに期待をしておりますので、協働という考え方を少し改めて考えていただいて、市民の方にも分かってもらえるような、そういう何かツールをつくっていただけたらなと思います。

わくわくトークってやっぱり広げてもらいたいと思うんです。いろんな方の意見をいろんな形で聞くということはやっぱり市長じゃないとできないですよ、なかなかね。部長ではできないことですし、それこそ市長の特権だと思いますので、ぜひそれを進めていただいて、いいまちにしたいというふうに思います。

次に移ります。

2、投票所の環境整備と選挙の周知について。

4月に市議会議員選挙が予定されています。投票率がなかなか上がらない傾向にある中で、地域にある投票所は、投票しやすい環境になっているか。初めて投票に臨む若い方々への選挙（投票）の手順は、丁寧に説明されているか。さらに新型コロナウイルス感染症対策などについて確認したいことから伺うものです。

(1)投票のしやすさと新型コロナウイルス感染症対策の観点から、投票所の現状と改善すべきことを伺います。

(2)今後有権者になる児童や生徒に対して選挙管理委員会で行っている啓発について伺います。

(3)初めて選挙を経験する18歳になる有権者に対し、実際に行われている投票の手順などを分かりやすく示す工夫をしているか伺います。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（板橋信行） それでは、2の投票所の環境整備と選挙の周知について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の投票所の現状と改善すべきことについてお答えをいたします。

現状につきまして投票しやすさの観点からは、期日前投票所を5か所設置し、投票日当日に都合が悪い場合でも投票できる環境を整備しております。また、新型コロナウイルス感染症対策の観点からは、昨年11月に執行した県知事選挙において定期的な換気、記載台や鉛筆の消毒などの実施をしております。

さらに、期日前投票の積極的な活用を周知することによって、当日投票所の密状態が緩和されるよう努めております。

改善すべきことにつきましては、当日投票所43



か所のうち、靴からスリッパへの履き替えが必要な投票所が29か所あり、履き替えが不便であるとの声が上がっております。今後施設管理者と協議の上、改善方法を検討し、投票環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の今後有権者になる児童や生徒に対する啓発についてお答えいたします。

児童や生徒に対する啓発は、選挙を身近に感じてもらいやすい機会であるということから、積極的に実施したいと考えております。具体的には実際に選挙で使用する投票箱や投票記載台等を貸し出すほか、今年度は、コロナ禍ということで実施を控えておりますが、例年、出前講座や模擬投票を行っております。

最後に、(3)の初めて選挙を経験する18歳の有権者に対して、投票手順を分かりやすく示す工夫をしているかについてお答えをいたします。

選挙等に関する出前講座、模擬投票において投票する際の具体的な手順の説明はしておりますが、今後さらに工夫を凝らした周知方法、それを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） それでは、まず最初に、(1)のほうなんですけれども、期日前投票所5か所あって、特にイオンタウンにある投票所は、私はとても好評だと思っているんですが、市役所なども含めて5か所の期日前投票所について、現状あるいは何か問題点があれば、もう少し詳しく教えてください。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（板橋信行） それでは、5か所の期日前投票所の問題点、もしくは所見などについてお答えをしたいと思います。

現在、期日前投票所につきましては、那須塩原市役所、西那須野支所、塩原支所、ハロープラザ、イオンタウン那須塩原、5か所ございます。特に那須塩原市役所、西那須野支所等については、なかなか期日前投票者数が多く、ややもすると混雑する、そういった環境がございました。

そうした中、平成31年4月7日に執行されました県議会議員選挙から商業施設内期日前投票所のイオンタウン那須塩原、これが開設されたところでございます。県議選の期日前投票者数、これはイオン分でございますが約2,600、そして、昨年の県知事選、これが約4,000ということで大分増えてございます。これは先ほど言った本庁、それから西那須野支所の混雑を解消するだけではなく、商業施設内に設けられているということもございますので、例えば買い物ついでに投票することもできる、そういった利便性の高さ、これは那須塩原市の投票環境、これを大いに高めていると考えてございます。

なお、県内で商業施設に期日前投票所を設置しているというのは、宇都宮、足利、栃木、真岡、そして、那須塩原市の5つございますけれども、期日前投票期間中、毎日これを開設しているのは、那須塩原市と真岡市の2つだけでございます。有権者にとって非常に投票しやすい環境を整えている、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 商業施設の中の期日前投票所については、本当に県内幾つかあるんですけども、外にプレハブを建てているわけではなくて、きちんと施設の中につくってあってというところは、那須塩原市が一番なんではないかなと思ひまして、そういう意味でもここは好評なんだと思うんです。ただ、そこの投票が増えたから

とって、投票率が特に上がったかといえば、そういうわけではないので、そもそも投票に行っていた人たちが御自分の投票所ではなくて、期日前に買い物ついでに行ったという方が多いのかなと、これは感じなんです、というふうに思っております。

コロナの関係で換気をしたり、消毒をしたりというお話だったんですが、例えば鉛筆の消毒というのは、1本1本使ったものを消毒して、次の方に渡しているというようなことをやっているというところでよろしいのでしょうか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（板橋信行） ただいま議員がおっしゃったとおり、鉛筆の消毒については、1回使用ごとに消毒をしている、そういった方式を取り入れております。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 私、実は本当に知らなかったんですが、鉛筆を自分の鉛筆で書いてもいいということは、実は知りませんでした。前にそういうことをしたというふうに市役所の職員に申し上げましたら、「そんなことはしちゃいけないんだ、あそこにあるので書きなさい」と何年も前なんですが、言われたことがあります、持っていてもいいということが分かりまして、こういうコロナのウイルスのときには、もし自前の鉛筆とかシャープペンがあれば、それで書いていただいてもいいんだよということは、やはり多くの方に知らせてあげたほうがいいのかなと思います。

それともう一つ、鉛筆の値段も1円や2円ではなくて、どんなに安くても30円とか50円とかするんですけども、消毒をして渡すぐらいなら、記念として差し上げてしまうというようなこともありかなと思うんですが、そういうことは考えられ

ないのでしょうか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（板橋信行） こちらにつきましても、経費の問題になってしまうところがございますけれども、鉛筆を新規購入をしていく経費、これを試算しますと、これは仮にの話でございますけれども、例えば投票率が60%として計算した場合でございますが、おおよそ175万円ほどかかってくるというところでございます。これはなかなか難しいところでございまして、選管としては、1回消毒するごとに、鉛筆の消毒については、この感染症対策としてはなされていると。そして、投票人に対する啓発グッズについての費用対効果といいますか、そういったところを勘案したところ、今回は見送って、今までどおりのやり方ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 選挙に行ってほしい、行けば鉛筆くれるよ、なんていうそんなことで選挙に行くような方はいらっしゃらないかもしれないんです。でも一つの誘因としてそういうことがあってもいいんじゃないかと。市議会議員の選挙、来年度の予算、9,700万円ぐらいでしたか、ありました。いろいろところで節約をして、そのくらいの170万ぐらいのお金が出るのであれば、そういうことも今後考えていただければいいかなと、これは私の思いでございます。

それから、もう一つ。先ほど29か所については、靴を脱ぐという形だというふうにおっしゃいましたが、やはり靴を脱いで履き替えるというのは、結構面倒な話です。43か所のうち29か所ということは、半分以上というかなりの数で、それが学校

とか公民館とかなんです、それについては、この4月の選挙で何か改善策があるのかどうか教えてください。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（板橋信行） 先ほどのスリッパ履き替えについての改善策ということでございます。こちらについては、履き替えが必要な投票所には、シートを敷いて靴の履き替えなく投票できるような形で、事務局のほうでは考えているところでございます。

さらに現段階で、その29か所全て交渉もいたしております、施設管理者の内諾は得てございますので、シートを張る範囲ですとか、そういった細かい範囲については、これからさらに詰めていきたいとは思いますが、今回の市議会議員選挙から実施をしていきたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 何かすごくうれしいお答えだったと思うんです。今まで直接学校にお話をしても、そういういことを頼まれたこともないとか、言われたこともないというようなお答えをいただいていたので。

私は自分の投票区の選挙に行くのが嫌で、期日前ができてからは、期日前投票に行っていたんですが、前回の知事選のときは、やっぱり靴を脱がなきゃいけない、私がマイスリッパを持っていたら、そこにいらした職員の方が目丸くしてスリッパ持ってくるんですかと驚かされていたんです。でも、やっぱり誰が履いたか分からないスリッパは嫌だったので持っていったんですが、そういう形で、ほとんどのところにシートを敷いてくれるようになるということは、本当にうれしいことで、

ぜひそれは投票しやすい本当に環境だと思っておりますので、ぜひ実現するようにしていただきたいというふうに思います。

次に、子供たちに対しての啓発のことなんですけれども、先ほど投票箱を貸すということがあるということでした。大切なところだとは思いますが、ぜひそういうことをするときには時間もかかるんだとは思いますが、本当に名前を書く、それこそBの鉛筆で名前を書くとか、自分のシャープペンで書くとかという、そういう経験を特に中学生の3年生ぐらいにはしていただいて、あっ、こうやってやるんだって、投票箱開けたときに、紙が二つ折りになっていたのがこうやって開くんだというようなものを実感していただくと、すごく政治への関心、投票への関心が心の中に残ると思いますので、学校が関係することですので、簡単ではないかもしれないんですが、ぜひそういうことをしていただきたいというふうに思います。

高校生なんかは特に有権者になるわけですよね。ですので、実際のところがそこで分かるということは、じゃ、行ってみようかなというやっぱりものになると思いますので、そのところはちょっとコロナで今は駄目ですけども、そういうものがなくなったときには、学校と協力をしていただいて、ぜひ啓発をしていただきたいというふうに思うんです。ポスターを貼るとか、それから、絵を描いてもらっていますよね、ポスターを描く。それも必要なんです、やっぱり投票って少し特殊なものなので、実際にやってみるということは、経験するのは大きいことかなではないかなというふうに思っていて、提案させていただきます。

次に、3番目のところなんです、初めて選挙を経験するのは、18歳の方とは限りませんね。18歳以上の方といっても選挙がなければ、19歳とか二十歳になってしまうこともあるんですが、そう

いう若い、初めての有権者、投票ができる人たちに対しては、やはりどんなものなんだろうって、なんとなく思うこともあります。

政治への関心が低いというふうにも言われているんですけども、実際に選挙に立候補する年齢よりも投票に行く年齢のほうがずっと早いので、そちらのほうは誰でもできますね。なんか議員になるうとか市長になるうというのはかなりハードルが高いんですが。そういう意味では実際どんな形で、どんなふう投票行動ってするのかというのは、意外と分からないです。ですので、そういうものを知らせることってすごく必要だと思うんですが、今やっていらっしゃらないかもしれないんですが、こんなことがというような思いがあれば、お知らせください。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（板橋信行） ただいま議員からお話、御提案があったように、18歳の有権者、また18歳に限らず、初めて投票をする方につきましては、当然、その投票所の雰囲気、それから実際の手順など、そういったものがなかなか分からない、そういったところについて不安要素があるのかと思います。そういったところで考えますのは、例えば多く広くの方に周知が行き渡るよう何らかのSNS、ホームページ、そういったものを活用しながら工夫を凝らし周知を考えていきたい、そのように考えてございます。

○議長（吉成伸一議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 今の若い方たちは、スマホにしてもタブレットにしても、もうそういうものは自由に繰ってみることができるので、私は投票行動って意外と経験してみないと分からないものです。1人を選ぶものでしたらまだいいんですが、2つ、3つ一度に選ばなきゃいけないと

いうものもあって、そういうものをどうやってやるんだろうと考えたときに、面倒になって選挙に行かないとか、ちょっと恐れをなしてしまうということもあると思います。

ぜひやっていただきたいのは、例えばホームページのところにイラストを載せていただくとか、あるいは動画を載せていただく。あるいは「広報なすしおばら」の紙ではあるんですけども、そのところに何とか行動、それにピッとやるとそこに飛ぶみたいな、そういう工夫をぜひしていただきたいと思います。

投票って場所によって違います、やり方が。那須塩原市は、はがきに折り畳んで世帯ごとにはがきが届いてそれを外していくんですが、私の娘がいるところは、たった1人で暮らしていても封筒で入ってくるそうです、入場券が。そういうものもその場所、場所で違います。先ほどの靴の話も私は靴を脱ぐというのは那須塩原市へ来て初めて知ったことで、どこもみんなそのまま行けたところで投票していました。

ですから、そういうものを実際に自分が投票する場所でどうするのかというのが分かれば、行きやすくなるんだと思うんです。ぜひそういうことはそんなに難しいことではなさそうですし、お金がかかることでもないと思いますので、ぜひ工夫をしてやっていただきたいと思うんです。

今朝の下野新聞に、「引っ越したら住民票を移そう」という記事がたまたま載っていたんです。私はそれはちょっと今回は言わないでおこうと思ったんですが、載っていたのでぜひやってほしいのは、大学生になったりするとき、地方の方って子供さんの住民票を移さない方が結構いらっしゃるんです。どうせ帰ってくるからと。でも、今日の下野新聞を見ていると、やっぱり住民票を移すことをぜひやってほしいと。明るい選挙という

ところに書いてあるんですが、自分が住むところで選挙をすることが、やっぱり住みやすいまちをそれこそつくるための第一義だよというわけで、すごく難しいわけではないので、ぜひそういうことも含めて選挙管理委員会は、啓発をしていただきたいなというふうに思います。

そういうことによって、やはり投票することが即政治だというふうではないかもしれないんですが、一つのそういうものへの近道で、ずっと政治は暮らしと直結しているんだよと、だから、選挙って必要なんだよみたいなものが分かってくることが、日本の国とか、あるいは那須塩原市をいいまちにしていく一つのきっかけになるんじゃないかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

ということで、以上をもちまして私の市政一般質問全てを終わります。ありがとうございました。

○議長（吉成伸一議員） 以上で25番、山本はるひ議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。会議の再開は、14時30分です。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大野 恭 男 議員

○議長（吉成伸一議員） 次に、13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 皆様、こんにちは。

本日は、4番で最後になります。よろしくお願いいたします。

議席番号13番、大野恭男です。

通告書に従いまして市政一般質問を行います。

1、高齢者福祉事業について。

2025年、団塊の世代の方が全て後期高齢者となり、少子高齢化がますます深刻化されてきます。そのような中、第7期那須塩原市高齢者福祉計画をしっかりと検証されて、第8期那須塩原市高齢者福祉計画が策定され、来年度4月よりスタートします。

また、新型コロナウイルスワクチン予防接種がいよいよ開始される予定となっており、高齢者のワクチン接種の優先順位が高いことから、以下の点について伺います。

(1)第8期那須塩原市高齢者福祉計画で予定されている施設整備を伺います。

(2)要介護（要支援）認定申請が増えてくることが予想されます。迅速に認定結果を出すことがより求められてくると思いますが、どのような対応を行っていくのか。また、課題があれば伺います。

(3)施設整備や介護サービス量増加などで介護保険料の増加が予想されます。第7期那須塩原市高齢者福祉計画中では、介護保険料の基準額は月額5,400円です。第8期那須塩原市高齢者福祉計画の介護保険料を伺います。

(4)高齢者施設などの入居者に対し、ワクチン接種をどのように行っていくのか。また、独居高齢者や高齢者世帯の方への対応を伺います。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、1の高齢者福祉事業について順次お答えいたします。

初めに、(1)の予定している施設整備についてお

答えいたします。

予定している施設整備につきましては、既存の広域型特別養護老人ホーム10床の増床、介護医療院51床、認知症対応型共同生活介護9床、定期巡回・随時対応型訪問介護看護2施設、看護小規模多機能型居宅介護1施設です。

次に、(2)の迅速に要介護認定結果を出すための対応と課題についてお答えいたします。

迅速に認定結果を出すための対応としましては、介護認定調査員や介護認定審査会委員のスキルアップのための研修会を実施、また、主治医意見書の早期受領のために地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関などと密に情報連携を図っています。

課題については、介護認定調査員の人員確保や介護認定審査会の実施回数の増加を図ることと考えております。

次に、(3)の介護保険料基準額についてお答えいたします。

介護保険料基準額については、第8期那須塩原市高齢者福祉計画期間中の3年間の介護給付費などの見込総額から決定することになります。算出したところ、月額5,600円となったところですが、保険料の負担が増えないよう介護保険財政調整基金を活用し、第7期と同額の5,400円と設定をいたしました。

○議長（吉成伸一議員） 市長。

○市長（渡辺美知太郎） (4)の高齢者施設の入居者、それから、独居高齢者等へのワクチン接種についてお答えします。

高齢者施設の入居者及び独居高齢者の方の中には当然ですけれども、集団接種会場にお越しただくのが難しいケースも考えられ得るなど思っております。

これらの方のワクチン接種の一つの手法として、

施設などに訪問して行う巡回接種の方法がございます。今、医師会と協議中でございます。中にはやってもいいよという方もいらっしゃるんですけども、決定権者は我々ではないので、これは医師会ともよく協議をして、ベストを尽くしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 答弁ありがとうございました。

それでは、(1)番から再質問させていただきます。

施設整備ということで既存の施設の特養10床増床すると。あとは、介護医療院が51床、あと、グループホームが1ユニットの9床で、あとは定期巡回・随時対応型訪問介護看護が2施設、看多機が1施設ということで理解はしました。

令和2年5月1日時点の入居待ちの方の数字というのは234人いて、そん中でいろいろ家族の介護力とか待機場所とか勘案して、在宅での待機者という方が41名ということで、一応、理解はしているんですけども、やっぱりこの41名の方、何とかしなくちゃいけないということで、施設整備を行っていくんだと思うんです。

定期的に施設整備を行っていくことが本当に重要だと思います。7期計画の中で、広域型の特別養護老人ホーム50床が計画されておりましたが、整備には至りませんでした。8期計画の中で今言った広域型の特別養護老人ホーム10床、あとは、介護医療院51床などに整備計画を変更した理由をまずお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、今回の変更の理由ということでございますが、まず、前回の特別養護老人ホーム50床の整備というものは、

全く新しいものを造るという計画でございました。それができなかつたということで、まず原因について分析をしましたところ、3つ原因が出てきました。

1つ目としましては、整備に至らなかつたという原因であります。整備ということになりますと多額の資金が要するというのと、また、新しい土地が必要になるということで、結構負担がかかるのかなということが1点目でございます。

また、新しいものを造りますので、建築に時間がかかるというのが2点目と。

3点目としまして、これが一番大きな理由になってくるのかなということになるんですが、今、介護職不足ということが言われています。新しい整備をして立派な老人ホームを造ったとしても、開所するときにそこで働く人が集まらないと開所できないといった理由、このことから以上の3点から、前回整備ができなかつたということで、今回の計画に当たりましては、発想を変えまして、既存の施設を活用していこうということになりまして、この既存の施設ということで、特別養護老人ホーム10床の増床ということで答弁いたしまして、介護医療院51床の新設ということなんです。こちら実は、目的の違う施設を転換することですので、既存の施設の活用ということでございます。

こちらのメリットとしましては、お金が少額で済むということと、あと建築時間がかからないということと、あと介護職は、若干必要になってくると思うんですけども、新設するよりは介護職を集める負担が大分減るということで、これであれば手を挙げる事業者が出てくるだろうということから、変更したということでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 了解しました。

多額の資金とか土地とか時間、あとは、この3番目の介護職員不足、これ一番やっぱり大きいと思うんですけども、新規に建物を建てるんじゃないんで、早期に転換できるということで理解しました。

介護医療院についてなんですけれども、I型、II型というふうにあるんですけども、どちらを想定して行っていくのかお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 介護医療院につきましては、II型ということでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 了解しました。

老健に近いというような形のイメージですかね。了解しました。

先ほども申し上げましたけれども、新規に建物を造るというのではないので、確実な転換ができるように支援をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、施設の整備地区の指定はあるのかお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 整備の地区の指定ということで、西那須野地区に建てるとか、黒磯地区に建てるとかということであるかなと思います。今のところそういった指定はございません。ただし、訪問するサービス、こちらから行くサービスは、ある一定地域に偏りますと、例えば黒磯の端っことか西那須野の端っこになりますと、黒磯の遠いところまでは行けないよとか、そういった不具合が出てきますので、今回この訪問するサービスとしては、定期巡回随時対応型訪問介護看護施設というのを考えてございますが、この施設

については、ある程度、西那須野とかこちらのほうでお願いしたいというような対応はしていきたいということで考えてはございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 了解しました。

確かに訪問型だと、できるだけ中心部でやったほうがネットワークが利きますし、守備範囲も広がりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本当は、理想はいろんな施設が生活圏行くごとにバランスよくあるのが一番理想だとは思ひんですけれども、これは致し方ないというふうには思ひます。

次に、最近、有料老人ホームとかサービスつきの高齢者向け住宅、近年多く整備されてきております。設置状況の把握や連携も重要になってくると思ひますが、考えを伺ひます。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 設置状況や連携などにつきましては、議員おっしゃるとおり、やはり有料老人ホーム、サービスつき高齢者住宅については、介護の受皿ということになっておりますので、把握していくことは大切だということでやはり考えています。ただし、指導権限が県のほうにございますので、状況については、県を通じて把握していきたいということで考えております。

それと連携につきましては、当然やっぱり連携はしていかななくてはならないということで考えているんですが、近頃連携しました例としましては、高齢者の従業員のPCRの御案内をして、連携はしているところでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 了解しました。

連携していくの、すごく大切なことだと思ひま

すんで、あと、サービスの質の確保というのも非常に重要になってくると思ひますんで、那須塩原市には平成12年から活動されている介護サービス相談員さんがいらっしゃると思ひますんで、相談員さんにちょっと御尽力いただいて、いろいろ入っていけばいいんじゃないかなというふうに思ひます。

それでは、次に(2)番の再質問に入っていきたいと思ひます。

これ課題の中に、介護認定調査員の人員確保、あとは、介護認定審査会の実施回数の増加を挙げておりますが、この現状と今後考えられる対策を伺ひます。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、介護認定調査員と介護認定審査会のまず現状というところから御説明をいたしますと、認定調査員さん、今7名ということで、調査を行っているところであります。

介護認定審査会につきましては、会が10個、10合議体ございまして、それぞれの会が月1回、合計月10回やっているというのが現状でございます。

今後の対策につきましては、介護認定結果を素早く出すための対策としまして、介護認定調査員さんにつきましては、現在増員の募集をかけているところで、今のところ数名応募に応じている方がいますんで、今月中に選考を行って増員のほうを図っていきたいということで考えてございます。

それと、介護認定審査会につきましては、月の回数を多くすることが必要だと思ひますんで、この10個の合議体を1個か2個ぐらい増やしていけばなということで考えてはいるところなんですけど、こちらのほうは、なかなかお医者さんとか専門職の方で構成されているものですから、すぐに



はちょっと難しいのかなと思うんですけども、今後検討はしていきたいと考えているところがございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 介護認定調査員の方は、今、人員を確保中だということで、現在7名の方が活躍されているということで了解しました。

新規の申請者とかそこに更新申請もますます今度多くなってくるかと思うんです。一生懸命対応してくれているというのは分かるんですけども、例えば介護申請したときに、訪問調査へ行くときにタイムラグが多分発生すると思うんですよ。そのときに例えば緊急を要する申請者の方の対応というのは、どのように行っているのか、もう本当にターミナルケアしているとか、もうすぐ入んないといけないという場合、対応の方法をお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、緊急を要する方の対応ということでございますが、原則からいきますと、審査の順番というのが受付順ということになっておりますが、緊急を要する場合は、順番を繰り上げて柔軟に対応をしているところでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） その都度うまく対応していただいているということで、安心しました。

今現在、介護認定調査員の方の活動日というのは、平日の月曜日から金曜日までということだと思います。多分今共働きの方とか多くて、例えば家族の方が一緒に立ち会いたいとかいう方がかなりいらっしゃるかと思うんです。土日であれば、もしくは祝祭日であれば、休みなだけですけども、すぐに休みで、すぐにアポが取れて訪問できるん

だけですけども、それがちょっと不可能だというのが今現在では。

今後、やっぱり土日とか祝祭日の訪問を検討していく必要があるんじゃないかなというふうには思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、介護認定調査員さんの土日の対応ということでございますが、まず現状から申し上げますと、議員おっしゃったように、土日でないとな家族が付き添えないという方はいらっしゃいます。現在の対応としましては、夕方、時間外に行けているという状況ですので、何とかこなしてはいるのかなということではありますけれども、今後、高齢者が増加してきますので、やはり今後は議員おっしゃるとおり、土日の対応も考えなくてはならないのかなということで考えております。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 了解しました。

時間外で大変かと思えます。了解しました。

そこで提案なんですけれども、土日祭日の対応を将来的に民間委託してみてもどうかというふうには思うんですけども、お考えを伺います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 土日の対応の民間委託ということでございますが、先ほど御説明したとおり、やはりこれから高齢者も増えてきますので、先ほどと同じように、今後は検討していかなくてはならないのかなということで考えてございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） この訪問調査というの

を何で今回質問したかという、実際にせっぱ詰まっちゃった方がいて、でも早急に対応してもらって本当に助かったという例があったんですけれども。今コロナ禍の中で病院に入院しちゃうと、面会がなかなかできないということで、終末期に家で見るという方が非常に多くなってきています。今後も恐らく増えてくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

訪問調査に入る前にお亡くなりになっちゃうと、介護保険が適用になんなくなっちゃうんですよ。やっぱり早急にその辺は申請があったら、今はケース・バイ・ケースで対応していただいていますけれども、早急に対応していただければ、本当にいいなというふうに思いまして質問しました。

次に、(3)の再質問に入ります。

介護保険財政調整基金を取り崩して、第7期と同額の金額設定になりましたけれども、非常にすごいと思います。この取り崩した金額をお伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 取崩し金額でございますが、第8期期間の3年間で予定しておりますのは、2億3,900万円ということで予定をしています。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 了解しました。

200円下げたの2億3,900万円かかるという、参考になりました。多分前回の6期か7期に入るときも同じくらい多分取り崩したんじゃないかなというふうに思っております。

少子高齢化が加速して、将来的には介護保険料の基準額が恐らく7,000円とか8,000円とか、すぐ本当にあつという間になってしまうというふうに思います。介護保険料が増大しないように。現在

40歳になると、介護保険料払ったりして。将来的に、これは市が決めるかというの難しいですけども、例えば二十歳になったら300円納めてもらうとか、30歳になったら500円納めてもらうとか。そういうふうになれば、急激にがと上がることがないんじゃないかなというふうに思いました。これは独り言です。すみません。

次に、(4)番の再質問に入ります。

高齢者施設などの入居者の方は、移動が困難でありますので、先ほど市長から答弁いただきましたように、早急に医師会の方と協議していただいて、スムーズに接種できるようにしていただきたいというふうに思います。そこで独居の高齢者の方や高齢者世帯の方に対して、接種会場を例えば公民館とか、もしくはかかりつけ医による個別接種など検討したのかどうかお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） ワクチン接種の公民館やかかりつけ医での実施ということでございますが、検討につきましては、医師会といろいろ検討を重ねた結果、ちょっと難しいだろうということで見送りになりました。

理由としましては、今回のワクチンがファイザー社のものでありまして、温度管理が非常に難しいということで、温度が少しでも上がってしまうと、何か化学反応を起こして効き目が弱くなってしまう懸念があるということが1点と。

2点目としましては、小分けにしますと、それだけ1瓶5人か6人と言われてはいますが、小分けにしますと、それだけやっぱり5人分の1人余のロスがやっぱり多くなってしまふということで、無駄になるということ。

3点目としましては、短期間のうちに大勢の方にワクチンを接種する必要があるんですが、やは

りかかりつけ医とか公民館でやりますと、それだけ機動力が落ちてしまうということで、その3点からちょっと難しいということで、見送りになったということでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 理解はします。ただ、やっぱりふだんかかっている理想を言えば、かかりつけのお医者さんに打ってもらえれば、もちろんその方の状況というのは分かるんで、問診する時間もすごく短縮できてスムーズにいけるんじゃないかなというふうに思って、ちょっと質問させていただきます。

将来的に医師会とうまくお話がついて余裕が出てきたときには、そういったものも一つ考えていただければというふうに思います。

この項の最後の再質問になりますけれども、高齢者福祉計画の基本理念にある高齢者が住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるまちづくりを実現するための那須塩原市の取組を最後お伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 高齢者の方が生き生きと暮らせるための取組ということでございますが、まず、イメージとしましては、高齢者となりましても生きがいを持ってフレイルにならないように介護予防に励んで、仮に介護が必要になったとしても、多種多様な福祉サービスで在宅生活などができるようなことを目標としております。

具体的には3点、生きがいづくりにつきましては、就労の機会づくり、高齢者の居場所づくり、高齢者の方のボランティアの推進などが挙げられます。

介護予防につきましては、これは従来からやっておるものですが、いきいき百歳体操の

普及、シニアセンターや元気アップデイサービスでの介護予防事業などの実施というものを考えてございます。

最後のきめ細やかな在宅福祉サービスにつきましては、総合事業の推進、それと今回も第8期に入りました定期巡回随時対応型訪問介護看護施設などの多種多様なサービスができるような施設の整備というのが概要となっております。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） ありがとうございます。

2025年に団塊の世代の方が全て75歳になります。10年も前からやっぱり言われ続けている言葉だと思います、これは。もう少子化も歯止めがかからず、このままだとますます加速されていくでしょう。コロナ禍の中、第8期那須塩原市高齢者福祉計画の実行になります。計画的に施設整備を行っていただいて、特に在宅で待機されている施設入所待機者が減少するようこちら支援していただきたいというふうに思います。

また、那須塩原市においては、日常生活圏域を10地区に分けております。それぞれの圏域ごとに課題があると思いますので、圏域ごとに対策を練っていくことも大切ではないかというふうに思います。

また、このままでは近い将来、必ず施設はあっても介護職員が不足して機能しなくなる場面に遭遇してしまうと思いますので、事業者などと連携して、介護職員確保にも御支援いただきたいというふうに思います。

以上で、この項の質問を終わります。

次に、2、保育事業について。

第2期那須塩原市保育園整備計画が令和2年3月に策定され、特に少子化が進む中で公立保育園の在り方を検討しながら、私立園との地域 balan

スを考慮した教育・保育施設の整備を進め、待機児童の解消を図っていくとあります。待機児童や入園待ち児童に関しては、県保健福祉部の発表で、昨年4月1日現在で、那須塩原市の待機児童は14名、潜在的待機児童（入園待ち児童数）は86人でありました。昨年10月1日時点では待機児童数は8人と若干減少しておりますが、ゼロにはなっていない状況であります。また、保育士確保も重要な課題となってくると思うことから、以下の点について伺います。

(1)待機児童及び入園待ち児童の現状と課題及びこれらを解消するための取組を伺います。

(2)公立保育園の民営化計画及び公立保育園の在り方について伺います。

(3)保育士不足（確保）の現状と課題、今後の取組を伺います。

(4)入所選考に関わる担当職員の負担軽減のために、A I（人工知能）マッチングシステムを導入してみてもと思うが、考えを伺います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） それでは、2の保育事業について順次お答えいたします。

初めに、(1)の待機児童及び入園待ち児童の現状と課題、これらを解消するための取組についてお答えいたします。

令和2年10月1日現在、本市の待機児童は8人、入園待ち児童は124人となっております。課題といたしましては、待機児童は、ゼロ歳児を中心に発生しているため、ゼロ歳児から2歳児の定員枠の拡大を図る必要があると考えており、その取組として、ゼロ歳児を中心とした定員枠の増加を図ることができる保育施設の整備を進めているところでございます。

次に、(2)の公立保育園の民営化計画、公立保育

園の在り方についてお答えいたします。

第2期那須塩原市保育園整備計画では、公立保育園の民営化の推進を施策として掲げ、ひがしなす保育園、わかば保育園を民営化対象園として定めておりますが、人口減少が緩やかな地区から民営化に向けた検討を行う予定でございます。

また、公立保育園の在り方につきましては、令和3年度におきまして検討会を設置しまして、外部有識者の御意見も伺いまして検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、(3)の保育士不足（確保）の現状と課題、今後の取組についてお答えいたします。

現状としましては、一部の保育施設では保育士が不足していることにより、朝夕の時間帯において保育士のシフトを組むのが難しいことや、定員まで受入れができていない状況がございます。

課題としましては、保育士の仕事が子供との関わりのほか、保護者支援や事務作業など多岐にわたるため、業務負担が大きいことによる離職や、雇用条件がよい都市部への人材流出などが考えられます。

今後の取組としましては、作新学院大学との連携による民間保育施設就職説明会や、潜在保育士の再就職に向けた保育士就職支援講座の開催など、これまでの取組に加え、新たな保育士確保事業も検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、(4)の入所選考に関わるA I（人工知能）マッチングシステムの導入についてお答えいたします。

A Iマッチングシステムにつきましては、システム導入により職員の業務の負担軽減になるほか、より正確で迅速な入園選考を行うことができ、市民サービスの向上につながるものと考えております。全国的にも導入自治体が増え、県内においても導入事例がありますので、それらも参考にしな

がら、今後、システム導入に向けた研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） それでは、(1)番から再質問をさせていただきます。

待機児童を解消するために保育施設の整備を進めているという答弁がありましたが、今年度の整備状況、あと、今後の整備予定をまずお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） 再質問にお答えいたします。

待機児童を解消するための今年度の整備状況と今後の整備状況の予定ということでございますけれども、今年度につきましては、2つの施設整備を行ってございます。1つ目は、家庭的保育施設から小規模保育施設へ移行するために園舎を新築工事をしたというのが1つ。これによりまして、ゼロ歳児から2歳児の定員が10人増える予定でございます。

それから、もう一つが民間保育施設の改修工事を実施してございます。こちらもゼロ歳児から2歳児の定員が5人、それから、3歳児から5歳児の定員が5人、合わせて10名増える予定でございます。

また、施設整備ではございませんけれども、今年度、市内の認可外保育施設、これを認可しまして小規模保育施設にしたことによりまして、定員の増を図ることができたということでございます。

今後の整備予定でございますけれども、令和3年度に民間保育施設の新築工事を1園、それから、改修工事を1園予定しており、整備後には、ゼロ歳児から2歳児の定員の増加を見込んでいるとい

うところでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 答弁ありがとうございました。

今年度に関しては、ゼロ歳児から2歳児までの定員がこれで15人に増えた。本当にここがポイントになってくるかと思うんで、ありがとうございます。

今後に関しても、民間で新築が1つ、改築が1つということで、また定員増が図られると。よろしくお伺いしたいというふうに思います。

次に、待機児童については、施設内の不足だけではなくて、保育士が足りていないという要因もあると思いますが、保育園の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） それでは、待機児童については、施設面ではなく保育士の不足も要因があるのではないかと御質問ですけれども、議員おっしゃるとおり、当然施設が充実しても保育士が足りなければ、なかなか児童を受入れられないというのが現状でございます。現在、保育園におきましては、保育士が不足する場合、保育資格を持たない保育助手を任用して、配置をして対応しているところでございます。

また、保育士の業務負担の軽減、それから、離職防止を目的とした保育補助者雇上強化事業というのがございます。また、最初の答弁でもお答えしましたけれども、今は働いていない、けれども短時間なら勤務できる、いわゆる潜在保育士という方がいらっしゃるんですが、その方たちへの再就職セミナーなどを実施しまして、再就職の動機づけにも力を入れているところでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） いろいろ施策を打っていただいているということで、理解はしました。

ちょっとこれ難しいかもしれないけれども、例えば保育士が足りなくて受け入れられないという場合に関して、普通、産休とか育休を取られている方だと産前産後休暇を取って、その後、育児休暇を取るという形が多いと思うんですけども、ちょっと御都合がもしよろしければ、早めに復帰していただければというような感じで、例えば早めに復帰していただいた方に対して仕事早めに復帰給付金とか、そういったちょっと出してもらって、できないかなというふうには思うんですが、難しいですかね。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） 保育園の現場では、保育士不足によりまして、十分に産休とか育休を取得することが難しい現状があると聞いてございます。議員御提案の仕事を早めに復帰した保育士さんに、給付金みたいなものをということでございますけれども、職場復帰のきっかけには有効なお考えだと思います。保育士確保の対策については、様々な対策が必要だと思っておりますので、ほかの自治体の取組も参考にしながら研究してまいりたいというふうに考えております。

また、栃木県の制度になるわけなんですけど、とちぎ保育士・保育所支援センターというところがございます。そちらで実施しております未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けという制度がございます。この一部貸付けにつきましては、県内の保育所で2年間保育業務に従事した場合は、返還が免除となる、そういう制度でございますので、このような支援制度があることも市内の保育園、公立、民間問わず周知して活用して

いただければというふうに思っております。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 了解しました。

じゃ、先に進んでいきます。(2)番の再質問に入っていきます。

ひがしなす保育園とわかば保育園を民営化の対象園にしているということで、理解はしました。公立保育園の在り方については、令和3年度に検討会を設置すると答弁にありましたが、どのようなメンバー構成で、どのようなことを検討するのかお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） 検討会につきましては、まず学識経験者、それから市内の保育事業者、それから子ども子育て支援関係団体の代表者、一応今のところ6名で構成する予定でございます。

また、主な検討内容といたしましては、現在、市民の様々な保育ニーズに対応し、効果的、効率的な施設運営が求められておりますので、公立保育園が果たすべき役割は何なのか、そのためには公立保育園はどうあるべきなのか等々につきまして、御意見をいただきたいというふうに考えてございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 6名で構成されているということで理解します。

次に、公立保育園を民営化することによるメリット、デメリットをお伺いします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） 公立保育園を民営化することによるメリット、デメリットという御質問だと思いますけれども、まず、メリットとしましては、一つに民間事業者のノウハウを生か

しました柔軟な運営が多様な保育ニーズに対応ができるのではないかということが一つ。

それから、運営費の負担が民間の保育園になりますと、国や県の補助によりまして市の財政負担が軽減されます。市の限られた財源を効率化することができますし、その財源をほかの子育て支援策に充てられるということも考えられるということがメリットだと考えてございます。

それから、デメリットとしましては、公立保育園から民間の保育園への移行時における保育士などの入替えに伴いまして、園児たちにとって環境の変化が大きく変わるというのが、一つのデメリットなのかなというふうに考えております。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 分かりました。

園児に対してやっぱり影響のあることはよくないと思うんで、うまくその辺を調整しながらという形になるかと思えます。

運営費のことが今出ましたけれども、平成30年度の数字を見ますと、園児1人当たりの経費というのが、公立保育園の園児が1月11万6,910円、私立保育園の園児が9万6,106円。その内訳で市の負担部分というのは、公立が10万4,705円、私立園の市の負担分が2万9,925円、差額が7万4,780円。

認可予定の2園の定員がそれぞれ120人ですから、240人になるかと思えます。そうすると、単純にはいかないとは思いますが、7万4,780円掛ける12か月掛ける240人、2億1,536万6,400円。これ10年やったら21億円になっちゃうんで。やっぱりどっかで切り替えていかなきゃいけないというのはあるかと思えます。

先に進みます。保育園整備計画では、計画期間中にひがしなす保育園とわかば保育園の民営化の対象園というふうになっているんですけれども、

今年度の進捗状況、お伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） ひがしなす保育園とわかば保育園の民営化の進捗状況ということでございますけれども、ひがしなす保育園につきましては、今年度末に保護者に対しまして民営化に関する意向調査というか照会を実施しまして、次年度以降、保護者会への説明会等につなげていきたいというふうに考えてございます。

それから、わかば保育園につきましては、現在の保育園用地が借地ということもございまして、移転用地を含めまして、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） ひがしなす保育園に関しては、次年度説明会を実施していきたいということで理解しました。ひがしなす保育園に関しては、平成21年の頃から民営化というふうにあって、多分その頃のお子さんというのは、もう中学生になっちゃってという、もう本当に十何年もたって、でもなかなかやっぱり進まない。でもやっぱりこれ丁寧に進めていかなくちゃいけないというのは、理解します。

わかば保育園に関しては、借地であって、近くに市の土地があればということでずっとおっしゃっていましたが、ただやっぱりわかば保育園に関しては、昭和46年10月ですか、だからもう本当に50歳ぐらいになっちゃうんですね。耐震を平成30年にやっていますけれども、でもやっぱり中身というのは、今できている保育園なんかと比べると、やっぱり全然違うと思うんですよ。その辺やっぱり今後考えていかなくちゃいけないのではないかなというふうには思います。

借地のお話が出ましたけれども、わかば保育園

だと年間約229万、あと、ひがしなす保育園だと駐車場ですよ、借地になっているのは。あとは、三島保育園が年間約316万、借地料がやっぱり発生しちゃうんで。買い取ることはちょっと難しいですけども、しっかりと今後考えていただければというふうに思います。

次に、(3)の再質問に入ります。

現在の公立保育園には正職員、再任用職員及び会計年度任用職員がいらっしゃるかと思います。それぞれ何人いらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） 現在の公立保育園の職員数ということでございますが、令和3年2月1日現在でございますけれども、正職員が95人、それから、再任用職員が8人、それから、会計年度任用職員が184人ということでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 了解しました。

じゃ、公立保育園のここ5年間の採用人数及び定年退職を待たずに退職した保育士の人数をお伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） 公立保育園のここ5年間の採用人数、それから、定年を待たずに退職した保育士の数ということでございますが、平成28年度からなりますけれども、平成28年度から5年間で採用が20名、それから、自己都合退職者が4名ということでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 了解しました。採用が20名、自己都合の方が4名ということで理解をしました。

例えば新人の保育士さんの育成指導についてなんですけれども、小中学校とかの例えば先生ですと、指導主事がいて、いろいろ御指導とかされているかと思うんです。保育園の場合は、どのような対応しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） 公立保育園のお話になりますけれども、公立保育園につきましては、まず、市の新規採用職員研修におきまして、接遇とか基本的な法令の習得、それから、トラブルへの対応方法など、年2回受講しているということでございます。

それから、また、栃木県保育協議会主催の新任保育者研修会というのに参加をしているということでございます。また、一番大事なことだと思いますけれども、職場でベテランの保育士さんとともにクラスを担当しまして、一緒に保育することによって実務を通じた研修を実施しておりまして、教養と実務とその両面から育成指導を行っているというところでございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 研修とかいろいろ工夫されていてやっているということで、理解はしました。

初めて学校卒業して、新卒の方が保育士に例えらばなって、すごく不安が多いと思うんですよ。そういった不安を払拭できるように、しっかりと指導していただければというふうに思います。

保育士の確保の取組ということで、先ほど御答弁いただきました。民間保育施設就職説明会とか潜在保育士の再就職に向けた保育士就職支援講座の開催など、行っているということだと思います。答弁の中にもありましたけれども、新たな保育士の確保事業というのがあったんですけども、どのようなものをお考えなのかお伺いします。



○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） 新たな保育士の確保事業ということでございますけれども、先ほどの最初の答弁でも申し上げましたとおり、民間保育園につきましては、就職説明会というのを現在、作新学院大学に行って、バスを1台借り切って、民間保育園の園長先生なりを乗せて一堂に会して、大学のほうに行って説明会をやっているということで、ぜひ那須塩原市の保育園に就職してくださいということでPRしているところでございますので、これを拡充しまして、例えば県内のほか、保育士を育成している大学とちょっと協議をさせていただいて、そちらの拡充を考えるということが1点。

それから、公立保育園につきましては、やはり保育士さんの業務負担というのが、保育士になりたいというハードルが高くなっちゃっているのかなというのがありますので、業務負担の軽減が図られるように、保育システムの導入を検討したいというふうに考えてございます。

また、もう一点ですけれども、那須塩原市で働く保育士さんの募集のリーフレットを現在作成しております。県内の大学へ配布、それから、市のホームページ、それから、LINEなどSNSを活用しまして、年度内にこちらをリリースする予定でございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 了解しました。

保育士さん本当に確保するのが難しく、どうしても条件のいいほうとか、身近なところで、うちのめいが今年卒業して保育士になるんですけれども、県外に行ってしまう。住宅手当が8万円出るんです。そのアパート1Kぐらいで、8万円で大体補っちゃうんですよ。初任給なんかも20

万円超えるんですよ。

やっぱりこれは、都会と地方では大きな差がやっぱりあるんで、その辺詰めていくのってすごく難しいかとは思いますが、若者が同じ仕事をするのであれば、どうしても魅力のあるほうに行ってしまうというのは、仕方ないと思いますんで、いろいろ今後検討いただければというふうに思います。

次に、(4)番の再質問に入ります。

AIマッチングなんですけれども、これもうぜひ研究していただきたいというふうに思います。小山市で、これ下野新聞に出ていたんですけれども、選考を担当している職員さんが非常に御苦労されているということで、僕も質問させてもらったんですけれども、小山市で導入されて試験的に、手作業で行っていた頃と比べて、314時間ほど仕事の削減ができたというんです。

入園先の決定通知も従来より2週間も早く通知が出せると。そこにきて入所選考は、従来、保護者の手書きの申請書類を基に職員が判断して、入所先を割り振っていたということなんですけれども、AIを導入したことで、家族構成や保護者の就業状況など数値化したデータを入力すれば、割り振りが瞬時に行えると。

今年度、小山市のこども課さんによると1,042人分の申請があつて、このうち887人分をデータ入力したところ、僅か10秒で完了したということなんです。判定結果はここ一番大事なんですけれども、職員が判断する場合とほぼ一致したということみたいです。予算がやっぱり絡んでくるんで、いろいろ大変かと思うんですけれども、ぜひ研究してってもらいたいというふうに思います。

次に、現場の保育園でのICT化を図る考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） それでは、現場の保育園のICT化ということで、先ほどは入所選考ということなものですから、保育事務のほうということだと思いますけれども、現場の保育園につきましては、先ほどから申しまわっているとおり、保育士の業務負担軽減を図ることを目的としておりますので、保育支援システム、こういったシステムの導入の検討を今、課内で進め、始まったというところでございます。

負担軽減が期待できる業務としましては、例えば登降園の管理とか、出席報告とか、それから、保護者へのメール配信とか、指導計画案の作成とか、やはり負担の軽減になるものがございまして、進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 事務作業とか結構やっぱり多いかと思っておりますので、保育士さんの負担がかなり多くなってくると思っておりますので、ぜひ検討のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

じゃ、もう最後の再質になります。保護者に安心して子供を預けられる、本市の今後の保育事業の取組についてお伺ひします。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（後藤 修） 今後の保育事業の取組ということでございますが、これから少子化が進む中で、本市の公立保育園の在り方を検討しながら、民間保育園とのバランスを考慮した保育事業を進めていきたいというふうに考えてございます。これまでお答えしました待機児童解消のための保育施設の整備とか保育士確保のための就職説明会、それから、保育園システムの導入の実施

ということで、保育環境の改善を図って、本市の未来を担う子供たちの健やかな成長を育む保育事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉成伸一議員） 13番、大野恭男議員。

○13番（大野恭男議員） 答弁ありがとうございました。

民営化ありきではなくて、やっぱり公立保育園のいいところってありますし、必要とされる部分もありますんで、その辺は、バランスを取りながら進めていっていただきたいというふうに思います。

子供はやっぱり宝です。子は宝です。将来の那須塩原市を支えてくれる子供たちに、保育環境を整えてあげてください。そして、その子供たちを優しく見守ってくれる保育士さんにも目を向けてあげていただければというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 以上で13番、大野恭男議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○議長（吉成伸一議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時29分